

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	上山公園(諫早公園含む)	
	公園種別	総合	
②	所在地	長崎県諫早市宇都町、西小路町、東小路町、高城町、新道町、栗面町及び小船越町	
③	設置年月日	昭和56年3月6日	
⑤	開設面積 (ha)	83.1597	
	計画決定面積 (ha)	83.2	
	土地所有者	諫早市	
	所有者別面積	82.3	
	公園管理者の有する権限	所有権	
④	沿革の概要	<p>上山公園のうち、今日の諫早公園一帯は藤原鎌足を祖とする西郷石見守尚善が吉野朝の頃(西暦1330年頃)に領有し、その子孫が戦国時代に至り築上をなし高城と称したもので、その後、竜造寺家晴が治め明治に至ったものである。対象7年(西暦1918年)、諫早家の賛同を求めた上で、郡内有志が高城跡を開設し、郡内青年男女の賦役により公園の体裁を整え、その管理を諫早町に委嘱された。その後、草木の植え付け、小動物舎の整備等、専ら内容の整備に力を注ぎ、昭和33年4月、所有者諫早氏からの有償譲渡にあわせ、所有権の移転登記を行った。また、上山も諫早藩主が領していた土地であり、昭和33年、諫早市が大公園計画意図し買収したものである。</p> <p>市管轄部分については、諫早市中央体育館、諫早市美術・歴史館の区域等を追加するなど、また、全体区域としては、県が所管する県立総合運動公園を追加するなどの変更を経て、現在に至っている。</p>	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
 ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	石貼舗装1	24	m2	石	×	
2	園路及び広場	階段1	10	m2	コンクリート	×	
3	園路及び広場	階段2	50	m2	コンクリート	×	
4	園路及び広場	橋梁1	1	基	石	×	
5	園路及び広場	橋梁2	1	基	コンクリート	×	
6	園路及び広場	橋梁3	1	基	擬木コンクリート	×	
7	園路及び広場	橋梁4	1	基	木	×	
8	修景施設	藤棚	36	m2	スチール、木	○	各部材において塗装の劣化が見られ、端部の部材に錆がみられる
9	教養施設	記念碑01	1	基	石	×	
10	教養施設	記念碑02	1	基	石	×	
11	教養施設	記念碑03	1	基	石	×	
12	教養施設	記念碑04	1	基	石	×	
13	教養施設	記念碑05	1	基	石	×	
14	教養施設	記念碑06	1	基	石	×	
15	教養施設	記念碑07	1	基	石	×	
16	教養施設	記念碑08	1	基	石	×	
17	教養施設	記念碑09	1	基	石	×	
18	教養施設	記念碑10	1	基	コンクリート	×	
19	教養施設	記念碑11	1	基	コンクリート	×	
20	教養施設	記念碑12	1	基	コンクリート	×	
21	教養施設	記念碑13	1	基	コンクリート	×	
22	教養施設	記念碑14	1	基	石	×	
23	教養施設	記念碑15	1	基	石	×	
24	教養施設	記念碑16	1	基	石	×	石部材の一部に欠損が見られる。
25	教養施設	記念碑17	1	基	石	×	
26	教養施設	灯籠	1	基	石	×	
27	休養施設	縁台	1	基	木	×	
28	休養施設	ベンチ1	3	基	スチール	×	
29	休養施設	ベンチ2	9	基	スチール	×	
30	休養施設	ベンチ3	2	基	石	×	
31	休養施設	ベンチ4	5	基	木	×	
32	休養施設	ベンチ5	2	基	石	×	
33	休養施設	ベンチ6	3	基	石	×	
34	休養施設	ベンチ7	4	基	石	×	
35	休養施設	ベンチ8	3	基	スチール	×	

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その2)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
36	便益施設	水飲み場・手洗い場1	1	基	コンクリート	×	
37	便益施設	水飲み場・手洗い場2	1	基	コンクリート	×	
38	便益施設	水飲み場・手洗い場3	1	基	コンクリート	×	蛇口が無いため使用不可
39	便益施設	諫早公園上段広場 便所			CB造 1F 1棟	○	外装仕上は劣化している。屋根・壁共防水性能低下。内装はやや劣化している。天井、電灯設備に劣化あり。天井は爆裂部あり。
40	便益施設	諫早公園中段広場 便所			W造 1F 1棟	○	外装は全体的にやや劣化している。土台部に白蟻の食害部あり。内装はやや劣化が見られるも顕著な物では無い。
41	管理施設	園名板1	1	基	擬木	×	
42	管理施設	車止め1	3	基	スチール	×	
43	管理施設	車止め2	4	基	スチール	×	
44	管理施設	車止め3	1	基	スチール	×	
45	管理施設	車止め4	1	基	スチール	×	
46	管理施設	車止め5	4	基	スチール	×	
47	管理施設	サイン01	12	基	スチール	×	
48	管理施設	サイン02	1	基	スチール	×	
49	管理施設	サイン03	1	基	スチール	×	
50	管理施設	サイン04	1	基	石・スチール	×	
51	管理施設	サイン05	1	基	スチール	×	
52	管理施設	サイン06	1	基	スチール	×	
53	管理施設	サイン07	1	基	スチール	×	
54	管理施設	サイン08	1	基	スチール	×	
55	管理施設	サイン09	1	基	スチール	×	
56	管理施設	サイン10	1	基	スチール	×	
57	管理施設	サイン11	1	基	擬木コンクリート	×	
58	管理施設	サイン12	1	基	スチール	×	
59	管理施設	サイン13	1	基	スチール	×	
60	管理施設	サイン14	4	基	スチール	×	塗装の劣化による剥がれがみられる
61	管理施設	サイン15	2	基	スチール	×	
62	管理施設	サイン16	1	基	石	×	
63	管理施設	サイン17	1	基	スチール	×	全体的に塗装の劣化及び腐食が見られる。
64	管理施設	サイン18	1	基	スチール	×	
65	管理施設	照明灯1	12	基	スチール	○	塗装の劣化による剥がれ及び腐食がみられる
66	管理施設	照明灯2	3	基	スチール	○	全体的に塗装が劣化し、灯具本体に腐食がみられる
67	管理施設	照明灯3	1	基	スチール	○	全体的に塗装が劣化し、灯具本体に腐食がみられる
68	管理施設	手すり1	20	m	スチール	×	
69	管理施設	手すり2	18	m	スチール	×	
70	管理施設	手すり3	14	m	スチール	×	

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その2)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
71	管理施設	手すり4	40	m	スチール	×	
72	管理施設	手すり5	40	m	スチール	×	
73	管理施設	手すり6	53	m	スチール	×	
74	管理施設	手すり7	6	m	スチール	×	外装仕上は劣化している。屋根・壁共防水性能低下。内装はやや劣化している。天井、電灯設備に劣化あり。天井は爆裂部あり。
75	管理施設	手すり8	42	m	スチール	×	外装は全体的にやや劣化している。土台部に白蟻の食害部あり。内装はやや劣化が見られるも顕著な物では無い。
76	管理施設	転落防止柵09	37	m	スチール	×	
77	管理施設	転落防止柵10	17	m	擬木	×	
78	管理施設	転落防止柵11	18	m	擬木	×	
79	管理施設	転落防止柵12	20	m	コンクリート、スチール	×	
80	管理施設	転落防止柵13	34	m	コンクリート、スチール	×	
81	管理施設	転落防止柵14	24	m	コンクリート、スチール	×	
82	管理施設	転落防止柵15	36	m	コンクリート、スチール	×	
83	管理施設	転落防止柵16	15	m	コンクリート、スチール	×	
84	管理施設	転落防止柵17	20	m	コンクリート、スチール	×	
85	管理施設	転落防止柵18	6	m	スチール	×	
86	管理施設	転落防止柵19	18	m	コンクリート、スチール	×	
87	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
88	占用物件	引込柱1	1	基	スチール	×	
89	占用物件	引込柱2	1	基	スチール	×	
90	占用物件	引込柱3	1	基	スチール	×	
91	占用物件	引込柱4	1	基	スチール	×	
92	園路及び広場	園路1	900	m2	アスファルト	×	
93	園路及び広場	園路2	540	m2	ゴム	×	
94	園路及び広場	園路3	300	m2	石	×	
95	園路及び広場	階段1	37	段	石、コンクリート	○	
96	園路及び広場	階段2	15	段	石、コンクリート	○	
97	園路及び広場	階段3	1	基	石、コンクリート	○	
98	園路及び広場	階段4	30	m2	アスファルト	×	
99	園路及び広場	橋梁1	1	基	擬木コンクリート	×	
100	園路及び広場	橋梁2	1	基	擬木コンクリート	×	塗装の劣化による剥がれ及び腐食がみられる
101	園路及び広場	橋梁3	1	基	擬木コンクリート	×	全体的に塗装が劣化し、灯具本体に腐食がみられる
102	教養施設	記念碑1	1	基	石	×	全体的に塗装が劣化し、灯具本体に腐食がみられる
103	教養施設	記念碑2	1	基	石	×	
104	休養施設	四阿1	1	基	擬木コンクリート	○	
105	休養施設	四阿2	1	基	木、コンクリート	○	

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その2)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
106	休養施設	四阿3	1	基	擬木コンクリート	○	
107	便益施設	四阿4	1	基	擬木コンクリート	○	
108	便益施設	四阿5	1	基	擬木コンクリート	○	
109	便益施設	テーブルセット1	2	基	擬木コンクリート	×	外装仕上は劣化している。屋根・壁共防水性能低下。内装はやや劣化している。天井、電灯設備に劣化あり。天井は爆裂部あり。
110	便益施設	テーブルセット2	2	基	木	×	外装は全体的にやや劣化している。土台部に白蟻の被害部あり。内装はやや劣化が見られるも顕著な物では無い。
111	管理施設	テーブルセット3	1	基	石	×	
112	管理施設	ベンチ1	30	基	石	×	
113	管理施設	ベンチ2	1	基	木、スチール	×	全体が腐朽し欠損している。
114	管理施設	ベンチ3	40	基	擬木コンクリート	×	
115	管理施設	ベンチ4	11	基	木	×	
116	管理施設	駐車場1	2,475	m2	アスファルト舗装	×	
117	管理施設	駐車場便所	1	基	PC造 1F 1棟	×	
118	管理施設	つつじ園下便所			PC造 1F 1棟	○	
119	管理施設	つつじ園上便所			PC造 1F 1棟	○	
120	管理施設	展望台横便所			PC造 1F 1棟	○	
121	管理施設	水飲み場・手洗い場1	1	基	コンクリート	×	
122	管理施設	水飲み場・手洗い場2	1	基	コンクリート	×	
123	管理施設	水飲み場・手洗い場3	1	基	コンクリート	×	蛇口部分に栓がされており使用できない状態。
124	管理施設	園名板1	1	基	石	×	
125	管理施設	園名板2	1	基	石コンクリート	×	
126	管理施設	車止め1	5	基	スチール	×	支柱全体に塗装の劣化及び腐食が見られる。
127	管理施設	車止め2	5	基	スチール	×	支柱全体に塗装の劣化及び腐食が見られる。
128	管理施設	車止め3	6	基	スチール	×	
129	管理施設	車止め4	1	基	スチール	×	支柱全体に塗装の劣化及び腐食が見られる。
130	管理施設	車止め5	2	基	スチール	×	
131	管理施設	車止め6	2	基	擬木	×	
132	管理施設	サイン01	19	基	擬木	×	案内版に脱落及び鉄筋露出が見られる。
133	管理施設	サイン02	3	基	スチール	×	
134	管理施設	サイン03	3	基	木	×	
135	管理施設	サイン04	3	基	木	×	全体が腐朽し欠損している。塗装の劣化による剥がれ及び腐食がみられる
136	管理施設	サイン05	1	基	スチール	×	支柱に塗装の劣化及び腐食が見られる。全体的に塗装が劣化し、灯具本体に腐食がみられる
137	管理施設	サイン06	1	基	木	×	全体的に塗装が劣化し、灯具本体に腐食がみられる
138	管理施設	サイン07	1	基	スチール	×	全体に塗装の劣化及び腐食が見られる。
139	管理施設	サイン08	2	基	スチール	×	
140	管理施設	サイン09	2	基	スチール	×	

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その2)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
141	管理施設	サイン10	1	基	スチール	×	
142	管理施設	サイン11	1	基	擬木	×	
143	管理施設	サイン12	1	基	擬木	×	
144	管理施設	サイン13	1	基	石	×	
145	管理施設	サイン14	2	基	スチール	×	
146	管理施設	サイン15	1	基	スチール	×	案内版に塗装の劣化が見られる。
147	管理施設	サイン16	1	基	スチール	×	
148	管理施設	サイン17	1	基	擬木	×	
149	管理施設	サイン18	2	基	石	×	
150	管理施設	サイン19	1	基	スチール	×	
151	管理施設	サイン20	1	基	木	×	
152	管理施設	サイン21	1	基	木	×	
153	管理施設	サイン22	1	基	スチール	×	
154	管理施設	サイン23	1	基	スチール	×	全体に塗装の劣化及び腐食が見られる。
155	管理施設	サイン24	1	基	石	×	
156	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	開閉部の蓋に腐食が見られる
157	管理施設	照明灯2	7	基	スチール	○	全体的に塗装の劣化が見られる
158	管理施設	照明灯3	1	基	スチール	×	
159	管理施設	転落防止柵1	1	基	擬木コンクリート	○	一部ビームの変形・脱落が見られる
160	管理施設	転落防止柵2	1	基	擬木コンクリート	○	塗装の劣化が見られる
161	管理施設	転落防止柵3	1	基	擬木コンクリート	○	一部ビームの脱落が見られる
162	管理施設	転落防止柵4	1	基	擬木コンクリート	○	一部ビームの変形が見られる
163	管理施設	転落防止柵5	1	基	擬木コンクリート	○	一部ビームの脱落が見られる
164	管理施設	転落防止柵6	1	基	擬木コンクリート	○	損傷は見られず健全な状態である
165	管理施設	転落防止柵7	1	基	擬木コンクリート、スチール	○	支柱地際の腐食が多くみられ、ビームと支柱の接合部が腐食してビームが脱落している箇所もある。また変形も見られる。
166	管理施設	転落防止柵8	1	基	擬木コンクリート	○	損傷は見られず健全な状態である
167	その他	展望台			RC造 2F 1棟	○	外壁の劣化が進行している。基礎にも腐蝕・破損が見られる。仕上材の劣化及びクラックが見られる。掘り裏の仕上も劣化し、剥離して落下している。上部ベコンニ床からの漏水でモルタルが剥離している。避雷設備（配管）破損箇所あり。内部仕上げも劣化している。
168	占用物件	カーブミラー	2	基	スチール	×	全体に塗装の劣化及び腐食が見られる。
169	占用物件	公衆電話	1	基	スチール、プラスチック	×	
170	占用物件	消火栓1	1	基	スチール	×	
171	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
172	占用物件	引込柱1	13	基	スチール	×	
173	占用物件	引込柱2	1	基	スチール	×	
174	占用物件	防火水槽マンホール	3	基	スチール	×	
175	占用物件	防火標識1	2	基	スチール	×	標示板全体に塗装の劣化及び腐食が見られる。

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	御館山公園	④ 沿革の概要 公園地域は、古くから御館山稲荷神社の境内地として近郊の人々に親しまれ保存されてきた。 一団地の森林地帯並びに、その近接地の一部であって昭和12年諫早都市計画通知地域に指定し、その後、昭和24年に約一万坪の土地を買収して、市営野球場の開設をなしたのを始め、昭和27年に所有者諫早卓也他2名より13町5畝の民有地を買収、前年、稲荷神社所有地山林2町5反、山林3反歩を公園として使用する目的を得て、諫早市と稲荷神社と賃貸契約を集結し、その後用地の買収に力を注ぎ、現在の公園敷地に至った。 昭和24年から失業対策事業をもって、野球場の施設工事に着手、また昭和29年より失業対策事業により園路の新設、展望広場、ピクニック園地の増成に努め、現在に至る。
	公園種別	総合	
②	所在地	長崎県諫早市宇都町	
③	設置年月日	昭和39年6月19日	
⑤	開設面積 (ha)	22.2962	
	計画決定面積 (ha)	22.3	
	土地所有者	諫早市	
	所有者別面積	22.3	
⑥	公園管理者の有する権限	所有権	
	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	アスファルト舗装	833	m2	アスファルト	×	路肩に凹凸が出来ている。
2	園路及び広場	階段1	120	m2	コンクリート	×	
3	園路及び広場	階段2	27	m2	コンクリート	×	
4	休養施設	四阿	25	m2	木	○	各部材において塗装の劣化が見られる
5	休養施設	休憩所	1	基	木	○	各部材において塗装の劣化が見られる
6	休養施設	テーブルセット1	3	基	木	×	
7	休養施設	ベンチ1	8	基	木	×	
8	休養施設	ベンチ2	8	基	石	×	
9	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	屋根がやや劣化している。落ち葉が堆積して雑草が植生している。雨漏りあり。壁に雨シミあり。壁の漆喰にもやや劣化の兆しが見られる。景観上やや劣化が見える。内装上には部分的に劣化が見られる。
10	便益施設	手洗い場1	1	基	コンクリート	×	
11	管理施設	照明灯01	9	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
12	管理施設	転落防止柵1	1	基	木	○	半数以上のビームが脱落している
13	管理施設	転落防止柵2	1	基	木	○	一部ビームの脱落が見られる
14	管理施設	照明灯01	2	基	スチール	○	支柱に塗装の劣化が見られる
15	管理施設	車止め1	5	基	スチール	×	
16	管理施設	車止め2	2	基	コンクリート	×	
17	管理施設	車止め3	2	基	スチール	×	
18	管理施設	車止め4	2	基	スチール	×	
19	管理施設	車止め5	2	基	スチール	×	
20	管理施設	ガードパイプ1	92	m	スチール	×	
21	管理施設	ガードパイプ2	62	m	スチール	×	
22	管理施設	ガードパイプ3	42	m	スチール	×	
23	管理施設	ガードパイプ4	136	m	スチール	×	
24	管理施設	転落防止柵3	40	m	擬木コンクリート	×	ビームが脱落している箇所がある
25	管理施設	転落防止柵4	15	m	擬木コンクリート	×	ビームが脱落している箇所がある
26	管理施設	転落防止柵5	16	m	スチール	×	
27	管理施設	照明灯01	5	基	スチール	×	いくつかの支柱に錆が見られた
28	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
29	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
30	管理施設	引込柱3	1	基	コンクリート	×	
31	管理施設	引込柱4	1	基	スチール	×	
32	管理施設	引込柱5	1	基	スチール	×	
33	管理施設	引込柱6	1	基	コンクリート	×	
34	管理施設	サイン1	2	基	木	×	
35	管理施設	サイン2	2	基	木	×	

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その2)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防 事後×	備考
36	管理施設	サイン3	2	基	木	×	
37	管理施設	サイン4	3	基	スチール、プラスチック	×	
38	管理施設	サイン5	1	基	スチール、プラスチック	×	
39	管理施設	サイン6	1	基	スチール、プラスチック	×	
40	管理施設	サイン7	1	基	木	×	
41	その他	展望台			W造 2F 1棟	○	全体的に塗装が劣化している。主要構造部(柱・梁)にコケの発生、シロアリによる食害、腐朽あり。1階-2階階段にぐらつきあり。景観阻害要因あり。
42	占用物件	カーブミラー1	1	基	スチール	×	
43	占用物件	受水槽1	1	基	プラスチック、コンクリート	×	
44	占用物件	同報無線柱1	1	基	コンクリート	×	
45	占用物件	同報無線施設	1	基	スチール	×	
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	なごみの里運動公園	④ 沿革の概要 木床理立地に住民の方々が心身ともになごみの場所として、多くの人々が利用される事を願って、公募により「なごみの里運動公園」と名称を決定した。 公園は、周囲を海と緑に囲まれ、子供からお年寄りまで、幅広く誰でも利用できる公園、やさしい公園として設置した。 ・平成23年1月 管理棟兼便所下水道接続
	公園種別	総合	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町木床2002番地	
③	設置年月日	平成16年11月1日	
⑤	開設面積 (ha)	10.8	
	計画決定面積 (ha)	10.8	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	10.8	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	園路	11	m2	アスファルト舗装	×	損傷は見られず健全な状態である
2	園路及び広場	園路1	966	m2	タイル張り舗装	×	
3	園路及び広場	園路2	2,713	m2	カラー舗装	×	
4	園路及び広場	階段1	13	段	コンクリート、石	○	損傷は見られず健全な状態である
5	園路及び広場	階段2	4	段	コンクリート、石	○	損傷は見られず健全な状態である
6	教養施設	記念碑1	1	基	コンクリート・スチール	×	
7	休養施設	休憩所A	16	m2	コンクリート、スチール	○	梁部に塗装の劣化が見られる
8	休養施設	休憩所B	16	m2	コンクリート、スチール	○	梁部及び屋根部に塗装の劣化が見られる
9	休養施設	ベンチ	4	基	木、スチール	×	ベンチ本体が存在しない状態である
10	休養施設	ベンチ2	2	基	コンクリート、木	×	
11	遊戯施設	複合遊具(児童用)			鋼材・樹脂パネル	○	安全領域が不足しています。緩衝材の基礎コンクリートが見えていますし、設置面の土が破れて凹んだ状態です。製品は、各所に部品のはずれなどがあります。さらに、鋭利な尖端があり、危険な状態です。大掛かりな設置面の改修と、各所で補修が必要かと思われます。
12	遊戯施設	複合遊具(幼児用)			鋼材・樹脂パネル	○	ネットが破損しています。早急な取り換えが必要です。
13	運動施設	サッカーゴール①	17	m2	スチール	○	広範囲の塗装の劣化・剥がれ、ボルト部の腐食、横方向のバーの変形、ネットの破損
14	運動施設	サッカーゴール⑦	4	m2	スチール	○	全体的に塗装及び防食機能の劣化が見られる
15	運動施設	審判席①	11	m2	プラスチック、スチール	○	梁部材に広範囲な腐食が見られる
16	運動施設	審判席③	11	m2	プラスチック、スチール	○	支柱部のボルトに軽微な腐食が見られる
17	運動施設	ダッグアウト①	18	m2	プラスチック、スチール	○	支柱及び梁とのジョイント部に塗装・防食機能の劣化が見られる
18	運動施設	ダッグアウト⑤	23	m2	プラスチック、スチール	○	支柱部のボルトに軽微な腐食が見られ、排水管用の取付金具のボルトが脱落している
19	運動施設	ネット1	266	m	樹脂製	×	
20	運動施設	ネット2	120	m	樹脂製	×	
21	運動施設	バスケットゴール	8	m2	プラスチック、スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
22	運動施設	バックネット①	1	基	スチール、コンクリート	○	支柱下部に軽微な腐食が見られる
23	便益施設	駐車場1	3,534	m2	アスファルト舗装	×	
24	便益施設	駐車場2	1,319	m2	アスファルト舗装	×	
25	便益施設	駐車場3	1,160	m2	アスファルト舗装	×	
26	便益施設	駐車場4	7,003	m2	アスファルト舗装	×	
27	便益施設	駐輪場	72	m2	コンクリート	○	損傷は見られず健全な状態である
28	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	
29	便益施設	水飲み場1	2	基	コンクリート	×	
30	便益施設	水飲み場2	4	基	コンクリート	×	
31	便益施設	中央東側便所			RC造 1F 1棟	○	屋根は塗装がやや劣化している。外壁はフカが見られる。モサクリタは各所で浮きが見られ、剥離している箇所も多数有る。建具廻りのシーリングが劣化している。建具廻りの躯体フカから浸水の恐れあり。内装は壁タイルが浮いている箇所あり。ガラスブロック枠(743)の地盤に腐食あり。その他顕著な劣化は無い
32	管理施設	園名板	1	基	石材	×	
33	管理施設	車止め01	7	基	スチール	×	
34	管理施設	車止め02	7	基	スチール	×	
35	管理施設	車止め03	38	基	コンクリート	×	

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その2)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防 事後	備考
36	管理施設	車止め04	11	基	丸石	×	
37	管理施設	車止め05	13	基	スチール	×	
38	管理施設	車止め06	2	基	スチール	×	
39	管理施設	車止め07	5	基	コンクリート	×	
40	管理施設	車止め08	2	基	スチール	×	
41	管理施設	車止め09	4	基	スチール	×	
42	管理施設	車止め10	2	基	スチール	×	
43	管理施設	掲揚台1	3	基	アルミ	○	損傷は見られず健全な状態である
44	管理施設	掲揚台2	3	基	アルミ	○	損傷は見られず健全な状態である
45	管理施設	サイン1	1	基	スチール、石	×	
46	管理施設	サイン2	2	基	スチール	×	
47	管理施設	サイン3	1	基	スチール	×	
48	管理施設	柵1	344	m	スチール	×	
49	管理施設	柵2	53	m	スチール	×	
50	管理施設	柵3	44	m	スチール	×	
51	管理施設	柵4	416	m	スチール	×	
52	管理施設	照明灯01	27	基	スチール、灯具	○	損傷は見られず健全な状態である
53	管理施設	手すり	80	m	スチール	×	
54	管理施設	ナイター照明01	10	基	スチール、灯具	○	殺虫器の一部に腐食が見られる
55	管理施設	フットライト01	11	基	スチール、灯具	×	基礎のコンクリート部に割れが見られる
56	管理施設	門扉	1	基	スチール	×	
57	管理施設	管理事務所			S造 1F 1棟	○	屋根、軒先、橋裏にやや劣化が見られる。外壁は仕上が劣化し、建具廻りシーリングの劣化による鉄筋腐食・爆裂・クラックが見られる。種は金物の変形箇所多数あり。外部建具の劣化あり。内部は男女便所の壁タイルに浮きあり。特に女子便所の壁タイルは剥離箇所あり。その他顕著な劣化は無い。
58	占用物件	物置①	5	m2	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
59	占用物件	物置②		m2	スチール	○	扉・通気口に腐食が見られる
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	津久葉公園	④ 沿革の概要 県央新都市計画の一環として新都市の中心部に内陸工業基地を建設し、新都市の生産機能を担う核として諫早中核工業団地(面積 230ha)が建設されている。同団地内勤労者及び周辺住民の日常的な休養、レクリエーションを目的として本公園を建設した。 ・平成11年度 ナイター設備工事
	公園種別	地区	
②	所在地	長崎県諫早市津久葉町5-30番地	
③	設置年月日	昭和60年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	6.7763	
	計画決定面積 (ha)	6.8	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	6.8	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	階段	50	m2	コンクリート	×	
2	園路及び広場	アスファルト系園路	325	m2	アスファルト	×	ひびわれが見られる。
3	休養施設	四阿	3	m2	擬木	○	支柱に広範囲の鉄筋露出があり、屋根は破損している
4	休養施設	日陰柵	290	m2	コンクリート、スチール	○	梁の接続部、ルーバーの端部において、ひび割れ、コンクリートの欠落が多くみられる。
5	休養施設	シェルター	16	m2	木	○	屋根材の一部に剥がれが見られる
6	休養施設	テーブルセット	2	基	コンクリート	×	
7	休養施設	ベンチ1	5	基	スチール・木製	×	
8	休養施設	ベンチ2	12	基	コンクリート	×	
9	運動施設	サッカーゴール1	17	m2	スチール	○	鋼材に全体的な塗装の劣化が見られる。
10	運動施設	バックネット1	2	基	スチール	○	鋼材に全体的な防食機能の劣化が見られる。
11	便益施設	便所			PC造 1F 1棟	○	外装は劣化が進行している。屋根の防水性能低下により屋根躯体への雨水浸入、クラック、エフロレッサンスの出現が見られる。外壁仕上げの劣化、タスペンクの破損あり。内装はやや劣化している。部分的に剥き、アブカ、エフロレッサンスの出現あり。
12	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	遊離石灰をとまなうひびわれが見られる。
13	管理施設	園名板	1	基	石材	×	
14	管理施設	車止め1	2	基	スチール	×	全体的に塗装が剥がれ錆が見られる。
15	管理施設	車止め2	2	基	スチール	×	全体的に塗装が剥がれ錆が見られる。
16	管理施設	柵1	138	m	スチール	×	
17	管理施設	柵2	106	m	スチール	×	全体的に錆がみられ一部破損も見られる。
18	管理施設	柵3	80	m	スチール	×	全体的に錆がみられ一部破損も見られる。
19	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
20	管理施設	照明灯1	4	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
21	管理施設	ナイター照明1	4	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
22	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
23	管理施設	サイン	2	基	スチール、プラスチック	×	
24	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
25	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
26	占用物件	分電盤	1	基	スチール	×	
27	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
28	占用物件	電柱2	1	基	コンクリート	×	
29	占用物件	電柱3	1	基	コンクリート	×	
30	占用物件	電柱4	1	基	コンクリート	×	
31	占用物件	電柱5	1	基	コンクリート	×	
32	占用物件	電柱6	1	基	コンクリート	×	
33							
34							
35							

## 1. 公園概要

公園概要			
①	名称	のぞみ公園	④ 沿革の概要 本公園は、町のほぼ中央部に位置し、大村湾を眼下に雲仙、多良岳、空港を望むことができる景勝地に位置し、一望に広がる海と周辺の山々に恵まれた自然の中で、地域住民が安全かつ快適に利用する場として設置した。
	公園種別	地区	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町木床馬込	
③	設置年月日	平成6年4月11日	
⑤	開設面積 (ha)	3.1761	
	計画決定面積 (ha)	3.2	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	3.2	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積

ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	アスファルト系園路	350	m2	アスファルト	×	舗装面にひびわれが見られる
2	園路及び広場	園路1	558	m2	アスファルト	×	
3	園路及び広場	園路2	2,190	m2	アスファルト	×	
4	園路及び広場	園路3	240	m2	アスファルト	×	
5	教養施設	記念碑1	1	基	石碑	×	
6	教養施設	のぞみ公園野外ステージ			RC造 2F 1棟	○	外装仕上げは劣化が進行している。特に外壁仕上げは劣化が進行して躯体が露出している。タタキ、各所に見られ、躯体への浸水が懸念される。仕上の劣化が進行して腐蝕を招いている。鋼製建具廻りの発錆が顕著。内装はやや劣化している。スチールは劣化が進行して腐蝕を招いている。
7	休養施設	休憩所	27	m2	コンクリート、木	○	屋根材と天井部に塗装の劣化が見られる。
8	休養施設	パーゴラ	12	m2	スチール	○	ベンチに塗装の劣化が見られる。
9	休養施設	ベンチ1	3	基	スチール・プラスチック	×	
10	休養施設	ベンチ2	7	基	スチール・木製	×	
11	休養施設	ベンチ3	1	基	スチール・木製	×	
12	休養施設	ベンチ4	1	基	石	×	
13	休養施設	ベンチ5	1	基	石	×	
14	休養施設	ベンチ6	2	基	石	×	
15	休養施設	ベンチ7	5	基	木製	×	
16	遊戯施設	ウサギ 海側			鋼材・集成材	○	安全領域が不足しています。スプリング部にぐらつきを感じます。スプリングの破損は目では判断できませんので、7年経過なら交換時期です。
17	遊戯施設	ウサギ 通路側			鋼材・集成材	○	上物部が腐食しています。撤去の検討する必要があります。
18	遊戯施設	ウマ			鋼材・木材	○	スプリングの少し劣化が見られますので、交換が必要に思われます。また、移設の検討する必要があります。
19	遊戯施設	ゾウ			鋼材・樹脂製品	○	安全領域が不足しています。上物部が傾いていますので スプリングの破損が予想されます。スプリングの交換と移設を検討する必要があります。通常は、使用可能なですが、念のため不可と判断しました。
20	遊戯施設	ターザンロープ (レール構造)			鋼材	○	基礎が露出しています。また、着地面の人工芝が破損しています。本体は、概ね健全な状態です。
21	遊戯施設	バイク			鋼材・樹脂製品	○	スプリングが傾いています。交換が必要に思われます。また、製品の移設を検討する必要があります。通常は、使用可能なですが、念のため不可と判断しました。
22	遊戯施設	飛行機			鋼材・樹脂製品	○	安全領域が不足しています。上物部が傾いていますので スプリングの破損が予想されます。スプリングの交換と移設を検討する必要があります。通常は、使用可能なですが、念のため不可と判断しました。
23	遊戯施設	ローラーライダー			鋼材	○	滑り台側面が腐食し、多数の穴が開いています。また、ローラーも多数不良回転しています。全面改修が必要に思われます。
24	遊戯施設	複合遊具			鋼材・樹脂製品	○	設置場所が遊歩道と隣接し、動線の交差が考えられます。また、各所に微妙な劣化があり さらに 緩衝材で転倒が考えられます。撤去、移設、部分的な改良など検討する必要があります。
25	運動施設	バスケットゴール①	1	基	スチール	○	支柱の塗装の劣化、基礎付近に腐食が見られる
26	運動施設	バスケットゴール②	1	基	スチール	○	支柱の塗装の劣化、基礎付近に腐食が見られる
27	運動施設	ローラースケート場	1	基	アスファルト舗装	○	舗装面にひびわれが見られる
28	便益施設	駐車場1	1,480	m2	アスファルト舗装	×	舗装面にひびわれが見られる
29	便益施設	駐車場2	259	m2	カラー舗装	×	
30	便益施設	駐車場3	462	m2	カラー舗装	×	
31	便益施設	時計	1	基	スチール	○	支柱に腐食が見られる。
32	便益施設	便所			W造 1F 1棟	○	外装の劣化状況は経年相当。塗装の劣化が進んでいる。外部木材の雨濡り部分にはひび割れ、腐食が見られる。外部手洗いには汚損が見られる。内装の床には汚損が認められるがその他劣化は無い。柱・梁、天井に雨シミあり、白蟻食害あり。壁タイルにクラック、浮きあり。
33	便益施設	水飲み場1	1	基	コンクリート	×	
34	便益施設	水飲み場2	1	基	コンクリート	×	
35	便益施設	水飲み場3	2	基	コンクリート	×	

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その2)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
36	管理施設	園名板	1	基	石材	×	
37	管理施設	園名板	1	基	石材	×	
38	管理施設	車止め1	6	基	ゴム	×	支柱に表面劣化(ゴム)が見られる。
39	管理施設	車止め2	2	基	スチール	×	
40	管理施設	車止め3	2	基	スチール	×	
41	管理施設	車止め4	4	基	スチール	×	
42	管理施設	車止め5	2	基	スチール	×	
43	管理施設	車止め6	2	基	スチール	×	
44	管理施設	サイン1	7	基	スチール	×	
45	管理施設	サイン2	9	基	スチール、プラスチック	×	
46	管理施設	サイン3	5	基	スチール、プラスチック	×	
47	管理施設	サイン4	3	基	スチール、プラスチック	×	
48	管理施設	サイン5	1	基	スチール、木	×	標示板に腐朽が見られる。
49	管理施設	サイン6	2	基	スチール	×	
50	管理施設	サイン7	1	基	スチール	×	
51	管理施設	サイン8	3	基	スチール、プラスチック	×	
52	管理施設	サイン9	1	基	スチール、プラスチック、木	×	
53	管理施設	転落防止柵	500	m2	スチール	○	取付金具の変形が見られる。
54	管理施設	柵1	110	m	スチール	×	
55	管理施設	柵2	72	m	スチール	×	
56	管理施設	柵3	37	m	スチール	×	
57	管理施設	柵4	228	m	スチール	×	
58	管理施設	柵5	58	m	スチール	×	
59	管理施設	照明灯01	14	基	スチール	○	支柱に塗装の劣化と支柱の蓋に腐食が見られる。
60	管理施設	照明	1	基	スチール	×	
61	管理施設	のぞみ公園管理棟 兼便所			RC・W造 2F 1棟	○	外装は劣化が進んでいる。1F外壁は仕上が劣化している。タタキも見られる。2F外壁はクラックが多数見られ、仕上も劣化している。鋼製建具は塗装が劣化している。内装仕上は劣化が進行している。2F天井は仕上材の劣化が大。壁やトイレブースなども劣化が進んでいる。
62	占用物件	自動販売機	2	基	スチール	×	
63	占用物件	防火水槽	1	基	コンクリート	×	
64	占用物件	防火水槽マンホール	1	基	スチール	×	
65	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
66							
67							
68							
69							
70							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第1公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、住宅公社施工完了後、長崎県知事より諫早市長に引き継がれたもの。 ・平成23年3月 多目的便所設置 1棟(建設面積4.46㎡ 洋大1 手洗1 ベビーベッド1 駐車場2台(内障害者1台)
	公園種別	近隣	
②	所在地	長崎県諫早市堂崎町6	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	2.4625	
	計画決定面積 (ha)	2.46	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	2.4	
	公園管理者の有する権限		
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	階段1	416	m2	石、コンクリート	○	数カ所で石張りが欠損している
2	園路及び広場	階段2	120	m2	コンクリート	○	損傷は見られず健全な状態である
3	園路及び広場	階段3	120	m2	石、コンクリート	○	損傷は見られず健全な状態である
4	教養施設	野外ステージ	540	m2	コンクリート平板	×	一部コンクリート平板が取り換えられている。損傷は見られない。
5	教養施設	記念碑01	1	基	石、コンクリート	×	
6	教養施設	記念碑02	1	基	石、コンクリート	×	
7	教養施設	顕彰碑01	1	基	石、コンクリート	×	
8	教養施設	観覧席	416	m2	石、コンクリート	○	鉄平石の剥離や、浮いた石が多くみられる
9	休養施設	パーゴラ	1	基	スチール	○	屋根以外の部材で広範囲な腐食が見られる。
10	休養施設	ベンチ	22	基	石、コンクリート	×	コンクリートが剥離している。
11	休養施設	サークルベンチ	2	基	石	×	コンクリートの一部にひびわれが見られる。
12	休養施設	ベンチ1	1	基	木	×	
13	便益施設	便所1			RC造 1F 1棟	○	外装は劣化が進行している。屋上防水の劣化はクラックからの雨水浸水により、下階天井スラブの爆裂を引き起こしている。内装仕上げの劣化が進行している。特に天井仕上げが劣化している。クラック、爆裂が見られる。
14	便益施設	便所2	1	基		×	
15	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
16	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
17	管理施設	車止め1	2	基	スチール	×	
18	管理施設	車止め2	2	基	スチール	×	
19	管理施設	車止め3	2	基	スチール	×	
20	管理施設	車止め4	2	基	スチール	×	全体的に錆が見られる。
21	管理施設	照明灯1	5	基	スチール	○	支柱全体に腐食が見られる。
22	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
23	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
24	管理施設	サイン1	1	基	スチール	×	
25	管理施設	サイン2	2	基	スチール	×	
26	占用物件	強震観測施設	1	基		×	
27	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
28	占用物件	電柱2	1	基	コンクリート	×	
29	占用物件	消火栓標識	1	基	コンクリート	×	
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第2公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、住宅公社施工完了後、長崎県知事より諫早市長に引き継がれていたもの。 ・平成14年度 駐車場、バックネット、フェンス、排水路の再整備 ・平成16年度 四阿の整備 2基 ・平成20～21年度 公園灯設置 2基(照明灯200W) ・H22.11.30 健康遊具 2基
	公園種別	近隣	
②	所在地	長崎県諫早市馬渡町1	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	2.0807	
	計画決定面積 (ha)	2.1	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	2.1	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	石貼舗装	590	m2	石、コンクリート	×	石貼りが木の根で持ち上がっている
2	休養施設	四阿①	2	基	スチール、FRP	○	塗装の劣化 ベンチの塗装の劣化、欠損
3	休養施設	サークルベンチ	9	基	石	×	
4	休養施設	ベンチ1	8	基	スチール、木	×	
5	休養施設	ベンチ2	20	基	石	×	
6	休養施設	ベンチ3	1	基	木	×	
7	遊戯施設	リラククスボード			ステンレス・コンクリート	○	縁石1ヶ所破損、平板の凸部が多数取れています。平板の交換が必要かと思われます。
8	遊戯施設	背伸ばしベンチ			鋼材・合木	○	背もたれに付いているツボが1個取れています。概ね健全な状態です。
9	運動施設	バックネット1	2	基	ブロック、スチール	○	鋼材が全体的に防食機能の劣化が見られる、一部支柱の基礎では腐食も見られる。
10	便益施設	水栓柱	1	基	スチール	×	
11	便益施設	便所	1	基		×	
12	便益施設	手洗い場	1	基	擬木コンクリート	×	
13	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
14	管理施設	園名板1	2	基	石、コンクリート	×	
15	管理施設	車止め1	6	基	スチール	×	全体的に錆が見られる。
16	管理施設	車止め2	4	基	コンクリート	×	
17	管理施設	転落防止柵1	200	m	スチール	×	全体的に錆が見られる。
18	管理施設	照明灯1	6	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
19	管理施設	倉庫			PC造 1F 1棟	○	外装の劣化が進行している。内装はやや劣化している。クラックがある。天井にはエフロッセンスが出現している。
20	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
21	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
22	管理施設	引込柱3	1	基	コンクリート	×	
23	管理施設	掲示板	1	基	スチール	×	
24	管理施設	サイン1	2	基	スチール、プラスチック	×	
25	管理施設	サイン2	2	基	木	×	
26	管理施設	フェンス1	14	m	スチール	×	
27	管理施設	フェンス2	157	m	スチール	×	
28	管理施設	フェンス3	60	m	スチール	×	
29	占用物件	地域雨量観測所	1	基		×	
30	占用物件	公衆電話	1	基	スチール、プラスチック	×	
31	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
32	占用物件	物置2	1	基	スチール	×	
33	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	貝津西公園	④ 沿革の概要 市民のレクリエーションやコミュニティ活動の場として、潤いのある生活環境を提供するため、新たな近隣公園として、整備したもの。
	公園種別	都市	
②	所在地	長崎県諫早市貝津が丘	
③	設置年月日	昭和29年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	2.1	
	計画決定面積 (ha)	2.1	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	2.1	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防 事後×	備考
1	園路及び広 場	広場	1,343	m2	土	×	
2	休養施設	四阿①	2	基	木、コンクリート	○	損傷は見られず健全な状態である
3	休養施設	四阿②	1	基	木、コンクリート	○	損傷は見られず健全な状態である
4	休養施設	ベンチ①	2	基	木	○	損傷は見られず健全な状態である
5	休養施設	ベンチ②	3	基	木	○	損傷は見られず健全な状態である
6	遊戯施設	十字懸垂ベンチ			鋼材	○	サインとの安全領域が取れていません。製品は健全です。
7	遊戯施設	背伸ばしベンチ			鋼材	○	サインとの安全領域が取れていません。製品は健全です。
8	遊戯施設	腹筋ベンチ			鋼材	○	サインとの安全領域が取れていません。製品は健全です。
9	遊戯施設	複合タイプ A			鋼材	○	健全です。
10	遊戯施設	複合タイプ B			鋼材	○	健全です。
11	運動施設	バックネット	1	基	スチール、コンクリート	○	損傷は見られず健全な状態である
12	便益施設	駐車場	1,218	m2	アスファルト舗装	×	
13	便益施設	水飲み場・手洗い 場	2	基	コンクリート	×	
14	管理施設	園名板	1	基	コンクリート	×	
15	管理施設	車止め	23	基	コンクリート	×	
16	管理施設	柵1	444	m	スチール	×	
17	管理施設	照明灯1	5	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
18	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
19	管理施設	案内板1	1	基	スチール、プラスチック	×	
20	管理施設	案内板2	1	基	スチール	×	
21	管理施設	サイン1	2	基	スチール、プラスチック	×	
22	管理施設	サイン2	3	基	スチール、プラスチック	×	
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	天満宮公園	④ 沿革の概要 市布名に天満宮公園を設置し、ソフトボール及びゲートボールの場として利用されている。
	公園種別	近隣	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町市布1133-1	
③	設置年月日	平成1年5月1日	
⑤	開設面積 (ha)	1.6013	
	計画決定面積 (ha)	1.6	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	1.6	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広 場	広場	478	m2	土	×	
2	休養施設	パーゴラ	1	基	スチール	×	単管パイプの広範囲に錆が発生している。
3	休養施設	ベンチ1	2	基	木製	×	全体的に木材が腐朽している。
4	休養施設	ベンチ2	3	基	スチール、プラスチック	×	
5	休養施設	ベンチ3	8	基	コンクリート	×	
6	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場の中に 異物混入があります。湿気があるように思われます。概ね健全な状態で
7	遊戯施設	複合遊具			木材・鋼材	○	動線の交差があります。基本的にこの遊具にフランク設置は、いまの基準には合いません。また、腐食も進んでいますので全面改修か撤去を検討する必要があります。
8	運動施設	サッカーゴール①	2	基	スチール	○	腐食、破損
9	運動施設	バックネット	1	基	コンクリート、スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
10	運動施設	防球ネット	70	m	樹脂製	×	
11	便益施設	駐車場	540	m2	アスファルト舗装	×	
12	便益施設	便所	1	基		×	
13	便益施設	水飲み場・手洗い 場	1	基	コンクリート	×	
14	管理施設	園名板	1	基	スチール	×	
15	管理施設	休憩所兼倉庫			RC造 1F 1棟	○	外装に劣化が見られる。パラペット・揚裏は仕上げが剥離して地肌が見えている。外気に触れる内装は劣化が進行している。
16	管理施設	車止め	4	基	コンクリート	×	
17	管理施設	掲揚ポール	1	基	アルミ	○	損傷は見られず健全な状態である
18	管理施設	高尺フェンス1	31	m	スチール、ネット	×	
19	管理施設	高尺フェンス2	120	m	スチール、ネット	×	
20	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
21	管理施設	柵1	32	m	スチール	×	
22	管理施設	柵2	22	m	スチール	×	一部に変形・破損が見られる。
23	管理施設	柵3	70	m	スチール	×	
24	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
25	管理施設	照明灯2	1	基	スチール	×	
26	管理施設	手すり1	14	m	スチール	×	
27	占用物件	カーブミラー	1	基	スチール	×	
28	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	
29	占用物件	防火水槽マンホー ル	1	基	スチール	×	
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	天満公園	④ 沿革の概要 昭和32年7月、本市を襲った大水害により被害を蒙ったので、その復興のため今年9月諫早水害復興土地区画整理事業の認可を受け、その事業を長崎県に依頼した。 本公園は、同事業により昭和37年造成され、昭和40年区画整理事業の竣工と同時に、本市に引き継がれたものである。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市天満町22番地	
③	設置年月日	昭和35年4月8日	
⑤	開設面積 (ha)	0.3079	
	計画決定面積 (ha)	0.29	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.31	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	階段1	28	m2		×	
2	休養施設	パーゴラ	1	基	コンクリート、木、スチール	○	ベンチに鉄筋露出が見られる。
3	休養施設	ベンチ1	4	基	コンクリート	×	一部のベンチで鉄筋露出見られる。
4	休養施設	ベンチ2	1	基	木	×	
5	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場枠が腐朽しています。モルタルで仕上げ、ゴム等の緩衝材の設置をお勧めします。
6	遊戯施設	滑り台			鋼材・FRP	○	基礎の露出、頭部の挟み込み、落下防止柵の高さ不足など現在の規定に合わない所があります。また、アタッシュが一部腐食している所があります。製品の改良および腐食の処置が必要または撤去の検討も必要です。
7	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	吊り部材に錆が多く発生しています。錆高しの上、再塗装が必要です。なお吊り部材の摩耗は、内側が完全に目に見える範囲で判断しています。出来れば、吊り部材、着座部の新規交換、基礎は露出していますので、ゴム等で覆い、安全柵設置をお勧めします。
8	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	吊り部材の錆が目立ち、着座部の裏側に突起があります。なお吊り部材の摩耗は、内側が完全に目に見える範囲で判断しています。出来れば、吊り部材、着座部の新規交換、基礎は露出していますので、ゴム等で覆い、安全柵設置をお勧めします。
9	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	外装に劣化が見られる。外壁の鉄平石張り目地が劣化し浮いている箇所が多数あり。内装は部分的に補修が施されているが、劣化は進行している。
10	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	
11	管理施設	園名板1	1	基	擬木コンクリート	×	
12	管理施設	車止め1	3	基	スチール	×	
13	管理施設	車止め2	4	基	スチール	×	
14	管理施設	柵	24	m	スチール	×	全体的に錆が見られる
15	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
16	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
17	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
18	管理施設	引込柱3	1	基	スチール	×	
19	管理施設	引込柱4	1	基	スチール	×	
20	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
21	占用物件	天滴水質自動観測所	35	m2		×	
22	占用物件	公衆電話	1	基	スチール、プラスチック	×	
23	占用物件	マンホールポンプ制御盤	1	基	スチール	×	
24	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
25	占用物件	電柱2	1	基	コンクリート	×	
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	高城公園	④ 沿革の概要 本公園敷地は、元諫早藩主の先祖を祭る、高城神社の境内であったが、諫早水害復興土地区画整理事業により、敷地の一部を児童公園とし昭和36年開園、さらに残余の神社有地は市有地と交換のうえ、昭和37年諫早失業対策事業により公園地域の拡張整備をなし、園内には大水害による死没者慰霊塔を建設、毎年7月23日に慰霊祭りを取り行っている。 昭和37年度市単独事業により0.1976haの拡張を行った結果、総面積0.5673haとなる。 平成18年度、高城公園の再整備を行い、諫早公園との一体化を図り、また、国土調査の成果により公園区域の面積が0.59haとなる。
	公園種別	街区	
②	所在地	諫早市高城町81番、769番1、769番2、769番3の一部外	
③	設置年月日	昭和36年4月8日	
⑤	開設面積 (ha)	0.59	
	計画決定面積 (ha)	0.59	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.59	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	階段1	12	m2	コンクリート	×	
2	園路及び広場	階段2	23	m2	コンクリート	×	
3	園路及び広場	スロープ	30	m2	コンクリート、スチール	×	
4	修景施設	モニュメント1	1	基	スチール、コンクリート	×	
5	修景施設	モニュメント2	1	基	石、コンクリート	×	
6	修景施設	モニュメント3	1	基	石、コンクリート	×	
7	修景施設	モニュメント4	1	基	コンクリート、石	×	
8	教養施設	記念碑01	1	基	石、コンクリート	×	
9	教養施設	記念碑02	1	基	石	×	
10	教養施設	記念碑03	1	基	石、コンクリート	×	
11	教養施設	記念碑04	1	基	石、コンクリート	×	
12	教養施設	記念碑05	1	基	石、コンクリート	×	
13	教養施設	記念碑06	1	基	石	×	
14	教養施設	記念碑07	1	基	石	×	
15	教養施設	記念碑08	1	基	石、コンクリート	×	
16	教養施設	記念碑09	1	基	石、コンクリート	×	
17	教養施設	記念碑10	1	基	石、コンクリート	×	
18	教養施設	記念碑11	1	基	石、コンクリート	×	
19	教養施設	記念碑12	1	基	石、コンクリート	×	
20	休養施設	テーブルセット	1	基	擬木コンクリート	×	
21	休養施設	パーゴラ		m	コンクリート、木	○	屋根材にひびわれが見られる
22	休養施設	ベンチ1	1	基	石	×	
23	休養施設	ベンチ2	2	基	石	×	
24	休養施設	ベンチ3	1	基	スチール、木	×	塗装の劣化が見られる。
25	休養施設	ベンチ4	3	基	石	×	
26	休養施設	ベンチ5	1	基	石、木	×	
27	休養施設	ベンチ6	7	基	石、木	×	
28	休養施設	ベンチ7	5	基	スチール、木	×	
29	遊戯施設	複合遊具			鋼材・樹脂成型品	○	現在、ネット裏りが使用禁止状態であり、鉄棒には、正規の方法で修理しないと新たなハザードが発生し事故が発生します。また、回転滑り台が一部補修してありますが、正規の修繕とは思われません。傾きがあり揺れが大きくなります。さらに雲梯、すべり棒、らせん登りの一部が腐食しています。本軍であれば使用禁止の条件を備えているのですが、その他の箇所は十分に使用できる
30	便益施設	時計	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
31	便益施設	便所1			CB造 1F 1棟	○	外装が劣化してきている。屋根には雑草あり、軒先に腐食箇所あり、ボーチの床タイルには剥離した箇所あり、内装は床タイル目地が劣化している。フロアレスが発見している。タイル表面に汚れあり、そのほかやや劣化が見られる。
32	便益施設	便所2	1	基		×	
33	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
34	管理施設	案内板1	1	基	スチール、木、プラスチック	×	
35	管理施設	案内板2	1	基	スチール、木、プラスチック	×	

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その2)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
36	管理施設	車止め1	2	基	スチール	×	
37	管理施設	車止め2	2	基	スチール	×	
38	管理施設	車止め3	11	基	スチール	×	
39	管理施設	車止め4	1	基	スチール	×	
40	管理施設	サイン1	1	基	石	×	
41	管理施設	サイン2	2	基	スチール	×	
42	管理施設	サイン3	2	基	スチール	×	
43	管理施設	サイン4	1	基	スチール	×	
44	管理施設	照明灯1	8	基	スチール	○	支柱に塗装の劣化が見られる。
45	管理施設	竹柵	1	基	竹	×	竹で組んである柵が一部破損している。
46	管理施設	手すり	1	基	スチール	×	
47	管理施設	転落防止柵1	17	m	擬木コンクリート	×	
48	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
49	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
50	管理施設	引込柱3	1	基	スチール	×	
51	管理施設	防護柵1	14	m	スチール	×	
52	管理施設	防護柵2	38	m	擬木コンクリート	×	
53	管理施設	防護柵3	50	m	擬木コンクリート	×	
54	管理施設	ポールライト1	2	基	スチール	○	支柱に塗装の劣化が見られる。
55	占用物件	公衆電話	1	基	スチール、プラスチック	×	
56	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
57	占用物件	電柱2	1	基	コンクリート	×	
58	占用物件	電柱3	1	基	コンクリート	×	
59	占用物件	電柱4	1	基	コンクリート	×	
60	占用物件	電柱5	1	基	コンクリート	×	
61	占用物件	電柱6	1	基	コンクリート	×	
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	泉公園	④ 沿革の概要 昭和32年本市を襲った、大水害により被害を蒙ったので、その復興のため本年9月諫早復興土地区画整理事業の認可を受け、その事業を長崎県に依頼した。 本公園は、同事業により昭和36年8月造成され、昭和40年区画整理事業の竣工と同時に本市に引き継がれたものである。 ※ 当初、泉児童公園として計画されていたが、本市水害復興都市計画事業により検討の結果、公園用地として不適当となったので、これを廃止し隣接適地を選んで新たに計画決定する。(S36.8.7)
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市泉町5番地	
③	設置年月日	昭和36年4月8日	
⑤	開設面積 (ha)	0.3852	
	計画決定面積 (ha)	0.38	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.39	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	3	基	コンクリート	×	
2	遊戯施設	ジャングルジム			鋼材	○	基礎全面露出しています。大変危険です。製品撤去もしくは、ゴムなどの緩衝材の設置が必要です。
3	遊戯施設	2方向滑り台			鋼材	○	頭部の挟み込み、引っ掛かり箇所、指の挟み込み箇所などがあり、改良が必要です。また、基礎が露出していますので、ゴムで被覆する必要があります。一部分腐食して、穴の開いた状態なので補修が必要です。
4	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	安全領域が確保できていません。吊り金具、吊り部材、着座部に劣化が見られますので、交換したほうが良いと思います。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。安全領域確保のため、移設の検討も必要かと思われます。
5	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	外装に劣化が見られる。外壁の鉄平右張り目地が劣化し浮いている箇所が多数あり。内装は部分的に補修が施されているが、劣化は進行している。
6	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	
7	管理施設	園名板1	1	基	擬木コンクリート	×	
8	管理施設	車止め1	7	基	スチール	×	
9	管理施設	柵1	140	m	コンクリート、スチール	×	ビームの塗装の劣化と支柱に鉄筋露出が見られる。
10	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
11	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
12	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
13	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
14	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
15	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	錆が見られる。
16	占用物件	防火水槽マンホール	1	基		×	
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	八天公園	④ 沿革の概要 昭和32年7月、本市を襲った大水害により被害を蒙ったので、その復興のため今年9月諫早水害復興土地区画整理事業の認可を受け、その事業を長崎県に依頼した。 本公園は、同事業により昭和37年造成され、昭和40年区画整理事業の竣工と同時に、本市に引き継がれたものである。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市八天町151番地	
③	設置年月日	昭和37年2月24日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1173	
	計画決定面積 (ha)	0.12	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.12	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広 場	階段1	2	m2		×	
2	教養施設	慰霊碑1	1	基	石、コンクリート	×	
3	休養施設	ベンチ1	4	基	コンクリート	×	
4	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	安全領域が確保できていません。全体に錆の発生があり 吊り部材、着座部の劣化が見られます。製品の移設及び劣化箇所の交換が考えられます。なお、吊り金具は、見える範囲で判断しています。
5	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	外装に劣化が見られる。揚裏は仕上げが剥離している。外壁はモルタルが浮いている箇所あり。内装は部分的に補修が施されているが、劣化は進行している。
6	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	
7	管理施設	園名板1	1	基	擬木コンクリート	×	
8	管理施設	車止め1	1	基	スチール	×	全体的に錆が見られる。
9	管理施設	ごみ集積所	1	基	スチール	×	
10	管理施設	柵1	97	m	コンクリート、スチール	×	塗装の劣化が見られる。
11	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
12	管理施設	サイン1	2	基	スチール、プラスチック	×	
13	管理施設	サイン2	1	基	スチール、プラスチック	×	
14	占用物件	カーブミラー	1	基	スチール	×	一部錆が見られる。
15	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要				
①	名称	城見公園	④ 沿革の概要	本公園は、諫早市中央区画整理事業を長崎市に委託し造成されたものである。昭和45年4月造成され、昭和47年区画整理事業の竣工と同時に本市に引き継がれたものである。
	公園種別	児童		
②	所在地	長崎県諫早市城見町192番地		
③	設置年月日	昭和48年6月6日		
⑤	開設面積 (ha)	0.1667		
	計画決定面積 (ha)	0.17		
	土地所有者	諫早市		
⑤	所有者別面積	0.17		
	公園管理者の有する権限	所有権		
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)			
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合			
⑨	主要な占有物件について(※2)			
⑩	公園一体建物の概要			
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)		

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
 ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	階段1	27	m2		×	
2	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	頭部、胴体の狭みごみ箇所があります。またすべり面は変形し、側壁に穴あきがあります。劣化、規準を基本に考えて見ますと撤去をしたほうが良いと思われます。
3	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	安全領域が不足しています。着座部が新しいものと古いものがあります。製品の移設と古い着座部の交換が必要だと思われます。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
4	便益施設	公民館	1	基		×	
5	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	外装仕上は劣化が進行している。パラペット、揚裏にクラックが見られる。内装は部分的に補修が施されているが、劣化は進行している。
6	管理施設	園名板1	1	基	擬木コンクリート	×	
7	管理施設	園名板2	1	基	石貼り、コンクリート	×	
8	管理施設	車止め1	5	基	スチール	×	
9	管理施設	車止め2	4	基	スチール	×	
10	管理施設	柵	32	m	スチール、コンクリート	×	一部のビームが脱落し、支柱に鉄筋露出が見られる。
11	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	支柱に塗装の劣化、腐食が見られる。
12	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
13	管理施設	手すり	5	m	スチール	×	
14	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	錆が見られる。
15	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
16	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
17	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
18	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
19	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	錆が見られる。
20	占用物件	防火水槽マンホール	1	基		×	
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	久山公園	④ 沿革の概要 本公園は、急速に都市化が進んでいる久山地区に児童の健全な育成に資するため、遊戯、球技、広場及び修景施設ベンチ等を設け明るい児童の遊び場の整備を図るため、地元久山生産森林組合(大我利三会長他186名)は、諫早中核工業団地用地に売却した山林代金の一部を久山町発展の為、児童公園用地を買収して市に寄贈、諫早市は児童公園面積を確保するため、本寄贈地と隣接する国道34号線南側の水田を買収し、昭和52年度より公園整備をなした。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市久山町地内	
③	設置年月日	昭和56年3月6日	
⑤	開設面積 (ha)	0.3574	
	計画決定面積 (ha)	0.36	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.36	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	四阿	1	基	擬木コンクリート、木	○	全体的に経年劣化による塗装の劣化が見られる。
2	休養施設	ベンチ1	11	基	コンクリート	×	
3	遊戯施設	シーソー			鋼材・腕部	○	緩衝材が破損しています。また、2連シーソーは安全確保できませんので、近年では、単体シーソーに代わっています。
4	遊戯施設	ジャングルジム			鋼材	○	基礎コンクリートが露出しています。製品も規準に沿わない所があり、劣化も進んでいます。撤去の検討する必要があります。
5	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	登行部の基礎コンクリートが露出しています。大変危険な状態ですので、ゴム等で被覆する必要があると思われます。また、出発部のデッキの腐食が進んでいますし、黄色の滑り台が曲がっています。
6	遊戯施設	鉄棒			鋼材	○	安全領域が不足しています。また、基礎コンクリートが露出していますので、補修が必要に思われます。
7	遊戯施設	ブランコ			鋼材	○	安全領域が不足しています。また、設置場所には、石ころがありますので、除去等の作業が必要に思われます。吊り金具は見える範囲で判断しています。
8	遊戯施設	太鼓梯子			鋼材	○	基礎コンクリートが露出しています。また、頭部を挟み込む箇所があり、補修の必要があると思われます。
9	運動施設	ゲートボール場	400	m2	土	×	
10	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	外装仕上はやや劣化している。破風にクラック(大)がある。内装は部分的に改修が施され
11	管理施設	園名板	1	基	コンクリート	×	
12	管理施設	車止め	6	基	コンクリート	×	
13	管理施設	柵1	163	m	コンクリート、スチール	×	ビームに塗装の劣化、錆が見られる。
14	管理施設	柵2	54	m	擬木	×	一部脱落している。
15	管理施設	柵3	61	m	スチール	×	全体的に錆が見られ、一部変形している。
16	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	支柱に腐食が見られる。
17	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
18	占用物件	物置	1	基	スチール	×	塗装の劣化ち錆が見られる。
19	占用物件	休憩所	30	m2	スチール	×	錆が見られる。
20	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
21	占用物件	電柱2	1	基	コンクリート	×	
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要				
①	名称	駅前公園(永昌東児童遊園含む)	④ 沿革の概要	昭和32年7月本市を襲った水害により、大被害をうけ災害復旧により河川改修工事により公園の一部が堤防敷となり、昭和47年5月市単独事業で整備を計る。
	公園種別	児童		
②	所在地	長崎県諫早市永昌東町70番地1		
③	設置年月日	昭和56年4月1日		
⑤	開設面積 (ha)	0.1191		
	計画決定面積 (ha)	0.12		
	土地所有者	諫早市		
⑤	所有者別面積	0.12		
	公園管理者の有する権限	所有権		
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)			
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合			
⑨	主要な占有物件について(※2)			
⑩	公園一体建物の概要			
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)		

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
 ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広 場	階段1	8	m2		×	
2	教養施設	記念碑01	1	基	石、コンクリート	×	
3	休養施設	サークルベンチ	1	基	スチール、木	×	
4	休養施設	ベンチ1	1	基	木	×	塗装劣化が見られる。
5	休養施設	ベンチ2	1	基	石	×	
6	休養施設	ベンチ3	1	基	コンクリート	×	
7	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	登行部の箇所基礎の露出があります。また 頭部や胴体の挟み込み箇所があり 露出基礎には、ゴム等で被覆し、挟み込み箇所には、隙間を基準に合わせる必要があると思われま。
8	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	梁がV字に少し変形しています。(写真 2 )支柱もぐらつきが少し感じられます。中間の支柱を持ち上げ脚を水平にする必要があります。また、吊り部材は、見える範囲で割断しています。全体的に一部分損が発生しています。
9	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	外装は劣化している。屋根、破風は防水性能低下。破風にはクワッが見られる。揚裏仕上には剥離あり。内装はやや劣化が進行している。
10	管理施設	防護柵1	155	m	スチール	×	
11	管理施設	照明灯	1	基	スチール	×	
12	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	全体的に塗装の劣化と支柱に腐食が見られる。
13	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
14	管理施設	園名板1	1	基	擬木コンクリート、コンクリート	×	
15	管理施設	案内板1	1	基	タイル、コンクリート	×	
16	管理施設	案内板2	1	基	コンクリート	×	
17	管理施設	掲示板	1	基	木	×	
18	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
19	占用物件	裏山副水位観測所	1	基		×	
20	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	経年劣化による塗装の劣化と錆が見られる。
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第1児童公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、開発事業公園の中で一番当初に完成したものの。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市馬渡町6-1	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.2303	
	計画決定面積 (ha)	0.23	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.23	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ	7	基	石	×	
2	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	基礎コンクリートが広く露出し、製品自体も腐食が見られ 傾いて設置してある状態です。大変危険ですので撤去をお勧めします。
3	遊戯施設	3連ブランコ			鋼材	○	3連ブランコは危険です。2連に改良し、揺動部間隔を確保する必要があります。出来れば、境界柵の設置をしたほうが より安全です。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
4	遊戯施設	ジャングルジム			鋼材	○	砂場の中に設置するのは、大変危険です。砂場として使用しない条件で砂の量を増やし、基礎露出をなくせば利用可とします。あるいは、撤去ないし移設する方法も検討する必要があります。
5	遊戯施設	ステップ			コンクリート	○	コンクリート製品で 直接落下が想定される場合は大変危険です。撤去をお勧めします。
6	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場の中にジャングルジムが設置してあります。移設並びに撤去する条件で 使用可とします。
7	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	屋根・庇の防水は改修がなされている。外壁は劣化が進んでいる。汚れも認められる。内部仕上は劣化が進行している。クラックが見られる。爆裂箇所あり。
8	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
9	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
10	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
11	管理施設	車止め1	6	基	スチール	×	支柱の上部に錆が見られる。
12	管理施設	掲示板1	1	基	スチール、プラスチック	×	支柱の基礎部に錆が見られる。
13	管理施設	掲示板2	1	基	スチール、プラスチック	×	掲示板の枠に錆が見られる。
14	管理施設	ごみ集積所	1	基	スチール	×	
15	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
16	管理施設	フェンス1	92	m	スチール	×	フェンス全体に塗装の劣化が見られ、支柱の一部に錆が見られる。
17	占用物件	公衆電話	1	基	スチール、プラスチック	×	
18	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第2児童公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、住宅公社施工完了後、長崎県知事より諫早市長に引き継がれたもの。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市馬渡町10-92	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1987	
	計画決定面積 (ha)	0.2	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.2	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ	6	基	コンクリート	×	
2	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場枠に若干の劣化がありますが、概ね健全な状態です。
3	遊戯施設	複合遊具			鋼材	○	頭部の挟み込み箇所や動線の交差があります。また、ボルトの突起など規準に合わない箇所があり、劣化では、床の一部腐食、すべり面の摩耗が見られ撤去か、全面改修するか検討する必要があります。
4	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	安全領域が不足しています。劣化は吊り部材のチェーンと着座部が傷んでいますので、交換が必要です。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
5	運動施設	防球ネット1	18	m	スチール、ネット	×	
6	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	積雪・雨の防水仕上げが劣化している。外壁は劣化が進んでいる。汚れも認められる。一部剥がれている箇所あり。タタキ、錆付が見られる。内部仕上は劣化が進行している。汚れも認められ、手洗い器廻りの仕上劣化が顕著。
7	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	
8	管理施設	園名板1	2	基	コンクリート	×	
9	管理施設	車止め1	1	基	スチール	×	
10	管理施設	ごみ集積所	6	基	スチール	×	
11	管理施設	柵1	12	m	コンクリート、スチール	×	
12	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
13	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
14	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
15	管理施設	フェンス1	84	m	スチール	×	
16	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
17	占用物件	物置2	1	基	スチール	×	一部錆が見られる
18	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
19	占用物件	同報無線柱1	1	基	コンクリート	×	
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第3児童公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、公社単独事業により造成竣工後、長崎県知事より、諫早市長に引き継がれたもの。 ・平成23年2月 照明灯取替(ポールH24.5m、水銀ランプ300W)1基 357,000円
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市中尾町3-50	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.2021	
	計画決定面積 (ha)	0.2	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.2	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ	6	基	コンクリート	×	一部のベンチで鉄筋露出が見られる。
2	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場枠に 2箇所ほど欠損はあるものの概ね健全な状態です。
3	遊戯施設	複合遊具			鋼材・FRP	○	劣化がかなり進行していき、腐食や穴あき箇所が多数あります。また、規準に合わない所もあり、大規模改修か撤去の検討が必要に思われます。
4	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	フェンス側の安全領域が不足しています。製品も着目部以外劣化が見られますので、安全領域確保と全体的な補修は必要に思われます。出来れば、境界線を新規に設置したほうがより安全です。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
5	運動施設	防球ネット1	11	m	スチール、ネット	×	
6	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	屋根防水仕上げが劣化している。外壁は劣化が進んでいる。汚れも認められる。内部仕上げは劣化が進行している箇所あり。汚れも認められるが著しい景観の阻害は起こしていない。
7	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
8	管理施設	園名板1	2	基	コンクリート、レンガ	×	
9	管理施設	車止め1	1	基	スチール	×	
10	管理施設	柵1	29	m	スチール	×	
11	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
12	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
13	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
14	管理施設	フェンス1	63	m	スチール、ネット	×	
15	管理施設	フェンス2	19	m	スチール、ネット	×	全体的に錆が見られる。
16	管理施設	フェンス3	72	m	スチール、ネット	×	
17	占用物件	公衆電話	1	基	スチール、プラスチック	×	
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第4児童公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、受託公社施工完了後、長崎県知事より諫早市長に引き継がれたもの。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市中尾町8-50	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1594	
	計画決定面積 (ha)	0.16	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.16	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ	6	基	コンクリート	×	一部のベンチで鉄筋露出が見られる。
2	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	健全な状態です。
3	遊戯施設	複合遊具			鋼材・FRP	○	規準に合わない箇所があります。劣化も多く見られ特に床、滑り台は交換が必要に思われます。撤去も含めて検討が必要に思われます。
4	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	屋根防水仕上げがやや劣化している。外壁は劣化が進んでいる。汚れも認められる。内部仕上は劣化が進行している。
5	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
6	管理施設	園名板1	2	基	レンガ	×	レンガの欠損が見られる。
7	管理施設	柵1	99	m	コンクリート、スチール	×	
8	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	支柱全体にに塗装の劣化、錆が見られる。
9	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
10	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
11	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
12	管理施設	フェンス1	11	m	スチール、金網	×	全体的に錆が見られる。
13	管理施設	フェンス2	47	m	スチール、金網	×	
14	占用物件	防火水槽マンホール	1	基		×	
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第5児童公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、住宅公社施工完了後、長崎県知事より諫早市長に引き継がれたもの。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市山川町23	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.3079	
	計画決定面積 (ha)	0.3	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.3	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第3条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	階段1	13	m2	コンクリート	×	
2	園路及び広場	階段2	22	m2	コンクリート	×	
3	休養施設	ベンチ	8	基	擬木コンクリート	×	
4	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場枠にクラックがありますが、概ね健全な状態です。
5	遊戯施設	滑り台			鋼材・樹脂製品	○	規理に合わない箇所があります。また、着地点には基礎コンクリートが露出しています。さらに滑り台地際付近に穴が開いた状態でした。製品の改良、補修が必要かと思われます。
6	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	屋根防水仕上げが劣化している。外壁は劣化が進んでいる。汚れも認められる。クラック、爆裂箇所あり。内部仕上は劣化が進行している。
7	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
8	管理施設	園名板1	2	基	レンガ	×	
9	管理施設	車止め1	1	基	スチール	×	
10	管理施設	車止め2	1	基	スチール	×	
11	管理施設	柵1	79	m	コンクリート、スチール	×	
12	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	支柱全体にに塗装の劣化、錆が見られる。
13	管理施設	手すり	4	m	スチール	×	
14	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
15	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	全体的に錆が見られる。
16	管理施設	引込柱3	1	基	スチール	×	塗装の劣化と錆が見られる。
17	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
18	管理施設	サイン2	1	基	スチール	×	
19	管理施設	フェンス1	107	m	スチール、金網	×	全体的に錆が見られる。
20	占用物件	物置1	2	基	スチール	×	
21	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
22	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	腐食が見られる。
23	占用物件	防火水槽マンホール	1	基		×	
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第6児童公園	④ 沿革の概要 本公園は長崎都市計画事業新住宅市街地開発事業を昭和45年長崎県住宅供給公社に委託し、昭和46年6月17日決定後、昭和51年11月11日計画の変更をし、51年3月31日開設となる。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市山川町41	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1916	
	計画決定面積 (ha)	0.19	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.19	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ	6	基	スチール、擬木	×	
2	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場枠に少し劣化が見られるも、概ね健全な状態です。
3	遊戯施設	複合遊具			鋼材	○	全体的に塗装が施されていて健全のように見えますが、一部腐食し穴が開いています。また、規準に合わない箇所があります。さらに、円形のデッキが揺れがあります。全面改修するか、撤去も検討する必要があります。
4	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	安全領域が不足しています。吊り金具、吊り部材に劣化が見られます。早めの補修をお勧めします。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
5	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	外装は劣化が進んで防水機能が低下している。汚れも認められる。内部仕上は劣化が進行している。汚れも目立ち、WDの損傷、表層の剥がれなどが見られる。
6	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
7	管理施設	園名板1	2	基	レンガ	×	レンガの欠損が見られる。
8	管理施設	車止め1	1	基	スチール	×	
9	管理施設	柵1	47	m	コンクリート、スチール	×	
10	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
11	管理施設	手すり1	17	m	スチール	×	
12	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
13	管理施設	サイン2	1	基	スチール	×	
14	管理施設	フェンス1	86	m	スチール、金網	×	全体的に錆が見られる。
15	管理施設	フェンス2	4	m	スチール、金網	×	
16	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
17	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
18	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	錆が見られる。
19	占用物件	防火水槽マンホール	1	基		×	
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第7児童公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、住宅公社施工完了後、長崎県知事より諫早市長に引き継がれたもの。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市白岩町地内8	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.193	
	計画決定面積 (ha)	0.19	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.19	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	6	基	擬木コンクリート	×	
2	遊戯施設	2方向滑り台			鋼材・FRP	○	基礎が露出し、砂場と重複しています。階段以外の箇所へ腐食が多数見られます。大規模補修か撤去か検討する必要があります。
3	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材・FRP	○	安全領域が不足しています。また、基礎が露出していますので、移設、ゴム等の設置が必要かと思われ、さらに、着座部が劣化していますので交換が必要と思われます。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
4	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	滑り台との重複があります。砂場枠の劣化があります。
5	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	
6	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	屋根・庇の防水仕上げがやや劣化している。外壁は劣化が進んでいる。汚れも認められる。内部仕上げ劣化が進行している。
7	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	支柱の蓋に腐食が見られる。
8	管理施設	園名板1	2	基	レンガ	×	
9	管理施設	掲示板1	1	基	スチール	×	
10	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
11	管理施設	柵1	73	m	コンクリート、スチール	×	防護柵のビーム全体に錆が見られる。
12	管理施設	フェンス1	79	m	スチール	×	フェンス一部に錆及び欠損が見られる。
13	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
14	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
15	占用物件	カーブミラー	1	基	スチール	×	
16	占用物件	消火栓標識	1	基	コンクリート	×	支柱全体に塗装の劣化が見られる。
17	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
18	占用物件	防火水槽マンホール	1	基	スチール	×	
19	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	表示版全体に塗装の劣化及び錆が見られる。
20	占用物件	物置1	1	基	コンクリート、スチール	×	
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第8児童公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、住宅公社施工後、長崎県知事より諫早市長に引き継がれたもの。設置年月日を開設年月日とする。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市白岩町34-4	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1734	
	計画決定面積 (ha)	0.17	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.17	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	6	基	コンクリート	×	
2	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	安全領域が不足しています。吊り部材や着座部の劣化があります。その他は、概ね健全な状態です。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
3	遊戯施設	複合遊具			鋼材	○	基礎コンクリートが露出しています。製品も各所に規準に満たない所があり、腐食している箇所もあります。さらに、製品自体傾斜していますので大変危険です。撤去の検討する必要があります。
4	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	概ね健全な状態です。
5	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	外装は劣化が進んで防水機能が低下している。汚れも認められる。内部仕上は劣化が進行している。
6	便益施設	水飲み場	1	基	コンクリート	×	
7	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	支柱開口部分に板厚減少をとまなう腐食が見られる。
8	管理施設	園名板1	2	基	レンガ	×	レンガの一部に欠損が見られる。
9	管理施設	車止め1	1	基	コンクリート	×	
10	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
11	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
12	管理施設	フェンス1	47	m	スチール	×	フェンス全体に錆がみられ、一部に変形・欠損が見られる。
13	管理施設	フェンス2	8	m	スチール	×	
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	西諫早団地第9児童公園	④ 沿革の概要 本公園は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、住宅公社施工完了後、長崎県知事より諫早市長に引き継がれたもの。設置年月日を開設年月日とする。 ・平成22年8月 照明灯取替(LED 50W) 1台
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市堂崎町21	
③	設置年月日	昭和56年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1015	
	計画決定面積 (ha)	0.1	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.1	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ	7	基	コンクリート	×	鉄筋露出が見られる。
2	遊戯施設	ジャングルジム			鋼材	○	基礎が露出しています。また、製品も腐食、破損している状態です。大変 危険な状態ですので早急に撤去を検討する必要があります。
3	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	鉄棒と重複しています。鉄棒の設置面として使用するためには、砂場の役割をなくさなければなりません。
4	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	基礎が露出し、製品も腐食が多く見られます。大変危険ですので、撤去を検討する必要があります。
5	遊戯施設	2連鉄棒			鋼材	○	砂場と重複しています。製品は概ね健全な状態です。砂場の機能をなくす条件で使用を可と判断しました。
6	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	安全領域が不足しています。基礎も露出しています。吊り部材の劣化が見られますが、その他は概ね健全な状態です。基礎にはゴム等で被覆する必要があります。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
7	遊戯施設	雲梯			鋼材	○	基礎が露出しています。大変危険であり、製品も錆、腐食があります。撤去の検討する必要があります。
8	管理施設	園名板1	2	基	レンガ	×	レンガの欠損が見られる。
9	管理施設	柵1	48	m	コンクリート、スチール	×	ビームに塗装の劣化が見られる。
10	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	支柱下部に板厚減少をとまう腐食が見られ、押すと揺れる状態である。全体的に支柱の塗装が劣化し、錆がみられる
11	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
12	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
13	管理施設	フェンス1	61	m	スチール	×	全体的に錆が見られる。
14	占用物件	物置1	1	基	コンクリート、スチール	×	
15	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	中地区公園	④ 沿革の概要 昭和32年大水害時計画されたが、近年の住宅開発で都市化が進み諫早市は、54年度より事業に取り組み昭和56年度完成と同時に供用するもの。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市輪口名大城平地内400、401	
③	設置年月日	昭和57年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1661	
	計画決定面積 (ha)	0.16	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.17	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	修景施設	モニュメント1	1	基	石、コンクリート	×	一部コンクリートに剥離が見られる。
2	休養施設	ベンチ1	5	基	コンクリート	×	
3	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場枠にクラックがあります。出来れば砂場枠に ゴム等の緩衝材で被覆した方がより安全です。
4	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	基礎コンクリートが露出しています。特に発汗部の所は重大事故のもとになりますので、ゴム等の緩 衝材で被覆した方がよいと思われます。さらに 階段、落下防止柵に頭部の挟み込み箇所がありま すので 改善が必要です。
5	遊戯施設	2連ブランコ			鋼材	○	安全領域が不足しています。境界柵の移設が必要かと思われます。吊り部材、 着座部の交換が必要かと思われます。なお吊り金具は、見える範囲で判断して います。
6	便益施設	便所			PC造 1F 1棟	○	屋根廻り、外壁塗装が劣化している。目地シーリングが劣化している。汚れも認 められる。内部仕上りが劣化している。クラックからエフロッセンスが認められる。トイレ ブースは劣化が進行している。
7	便益施設	水飲み場・手洗い 場	1	基	コンクリート	×	
8	管理施設	車止め1	1	基	スチール	×	
9	管理施設	柵1	140	m	スチール	×	全体的に塗装の劣化が見られる。
10	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
11	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
12	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	全体的に錆が見られる。
13	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
14	管理施設	フェンス1	20	m	スチール、コンクリート	×	
15	占用物件	防火水槽マンホー ル	1	基		×	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	栄田公園	④ 沿革の概要 本公園は、諫早駅西土地区画整理事業の施工に伴い、公共施設の整備、改善並びに周辺部の土地利用増進を図り(昭和42年～59年)区画整理事業完成と共に引き継がれたもの。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市栄田名字中通1584	
③	設置年月日	昭和58年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.2629	
	計画決定面積 (ha)	0.26	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.26	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	修景施設	花壇	42	m2	ブロック	×	
2	休養施設	ベンチ	8	基	コンクリート	×	一部剥離が見られる。
3	遊戯施設	2連鉄棒			鋼材	○	基礎コンクリートが露出しています。また、安全領域も確保できず設置箇所に木の根の障害があります。製品の移設を検討することが考えられます。
4	遊戯施設	複合遊具			鋼材	○	基礎コンクリートが露出しており、また規準に合わない箇所もあり、さらに腐食が多く見られ、大変危険な状態です。撤去を検討すべきです。
5	遊戯施設	2連ブランコ			鋼材	○	全体的に錆、腐食が目立ちます。安全領域も確保出来ていません。移設、改良か撤去も検討する必要があります。なお、吊り部材は、見える範囲で判断しています。
6	便益施設	便所			RC造 1F 1棟	○	屋根防水層に劣化が見られる。外壁の仕上も劣化が進んでいる。内部の塗装が劣化している。
7	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
8	管理施設	車止め1	1	基	コンクリート	×	
9	管理施設	車止め2	2	基	スチール	×	
10	管理施設	防護柵1	192	m	スチール	×	全体的に錆が見られる。
11	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	支柱の中間部から上が傾いている、また灯具に防食機能の劣化が見られる。
12	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
13	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
14	占用物件	物置1	2	基	スチール	×	
15	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	取付金具の錆により標識が脱落している
16	占用物件	防火水槽マンホール	1	基		×	
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要				
①	名称	宇都公園	④ 沿革の概要	本公園は、諫早駅西土地区画整理事業の整備に伴い、公共施設の整備、改善並びに周辺部の土地利用増進を図り(昭和42年～59年)に区画整理事業完成と共に引き継がれたもの。
	公園種別	児童		
②	所在地	長崎県諫早市宇都名四面ノ後1000		
③	設置年月日	昭和58年4月1日		
⑤	開設面積 (ha)	0.1911		
	計画決定面積 (ha)	0.19		
	土地所有者	諫早市		
⑤	所有者別面積	0.19		
	公園管理者の有する権限	所有権		
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)			
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合			
⑨	主要な占有物件について(※2)			
⑩	公園一体建物の概要			
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)		

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
 ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ	4	基	コンクリート	×	
2	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	基礎が露出しています。また、木の根が張り出し安全領域も確保出来ていません。製品の移設の検討が必要かと思われます。各部材も錆が多く見られ、塗装が必要です。なお 吊り金具は、見える範囲で判断しています。
3	管理施設	フェンス1	74	m	スチール	×	全体的に錆が見られる。
4	管理施設	フェンス2	66	m	スチール	×	
5	管理施設	フェンス3	8	m	スチール	×	
6	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	田井原公園	④ 沿革の概要 本公園は、近年急速な住宅地開発が進んでいる本市東部の田園地帯にあり、周辺地区には広場等がなく地元の要望も強いため、昭和56年度より水田を買収して児童公園を開設した。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市幸町296他	
③	設置年月日	昭和59年3月30日	
⑤	開設面積 (ha)	0.2832	
	計画決定面積 (ha)	0.28	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.28	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	修景施設	花壇	30	m2	石	×	
2	遊戯施設	三脚はしご			鋼材	○	基礎が露出して大変危険です。また基礎コンクリートにクラックが発生しています。露出基礎を ゴム等の緩衝材で被覆する必要があると思われます。
3	遊戯施設	2連ブランコ			鋼材	○	安全領域が確保できていません。基礎も露出して、製品の移設も検討する必要があります。また、吊り部材と着座部の交換が必要かと思われます。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
4	遊戯施設	雲梯			鋼材	○	基礎が露出し、コンクリートに大きなクラックが発生し、支柱地際に錆が発生しています。大変危険ですので、ゴム等の緩衝材で被覆する必要があるかと思われます。
5	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	全体的に外装が劣化している。アプローチ部分は沈下、クラックが見られる。蹴上げ寸法がバラバラで転倒の恐れあり。
6	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
7	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
8	管理施設	車止め1	4	基	スチール	×	全体的に塗装の劣化が見られる。
9	管理施設	車止め2	1	基	スチール	×	全体的に塗装の劣化が見られる。
10	管理施設	防護柵1	4	m	擬木コンクリート	×	
11	管理施設	照明灯1	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
12	管理施設	照明灯2	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
13	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
14	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
15	管理施設	引込柱3	1	基	スチール	×	
16	管理施設	サイン1	1	基	スチール	×	
17	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	錆が見られる。
18	占用物件	防火水槽マンホール	1	基		×	
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	永昌公園	④ 沿革の概要 本公園は、諫早駅西土地区画整理事業の整備に伴い、公共施設の整備、改善並びに周辺部の土地利用増進を図り(昭和42年～59年)区画整理事業完成と共に引き継がれたもの。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市永昌町1582番地	
③	設置年月日	昭和60年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1364	
	計画決定面積 (ha)	0.14	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.14	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	教養施設	記念碑01	1	基	石、コンクリート	×	
2	休養施設	ベンチ1	3	基	スチール、木	×	塗装の劣化が見られる。
3	遊戯施設	複合遊具			木材	○	木材の割れが著しく、手や指を怪我する可能性があります。滑り台のみ劣化が健全でした。また、本来、回転ブランコを付く所には、それがない状態です。さらにコンクリートの露出もあり歩行時に転倒する可能性があります。撤去をお勧めします。
4	便益施設	便所			PC造 1F 1棟	○	鉄骨り、外壁塗装が劣化している。タタキが見られる。目地シーリングが劣化している。汚れも認められる。内部仕上りが劣化している。タタキからエアロロセスが認められる。トイレグースは劣化が進行している。
5	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
6	管理施設	車止め1	4	基	スチール	×	
7	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
8	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
9	管理施設	フェンス1	42	m	スチール、金網	×	
10	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
11	占用物件	電柱2	1	基	コンクリート	×	
12	占用物件	電柱3	1	基	コンクリート	×	
13	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	
14	占用物件	防火水槽マンホール	1	基		×	
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	みなみ公園	④ 沿革の概要 本公園は、諫早市街地南部にあり、付近には長崎刑務所、諫早中学校、諫早農業高校等がある密集した住居地域である。59年度より事業に取り組み、昭和59年4月26日、面積0.09haで計画決定を行ったが、昭和61年2月1日、一部事業完成をみたため、供用を開始した。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市船越町1033-2	
③	設置年月日	昭和61年2月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.0612	
	計画決定面積 (ha)	0.06	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.06	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場本体は、概ね健全です。ただ、滑り台との重複は危険です。滑り台の撤去を してもらえば安全領域を確保できます。出来れば、枠にゴム等で被覆した方が より安心です。
2	遊戯施設	滑り台			コンクリート	○	製品は、クラック、鋼製の腐食など危険な状態 です。早急に撤去した方が安心だと思われます。
3	遊戯施設	2連ブランコ			鋼材	○	基礎が露出して 安全領域も確保出来ていません。境界欄には、腐食で穴が開 いています。移設と劣化した箇所は補修の検討が必要かと思われます。なお、 吊り金具は、見える範囲で判断しています。
4	管理施設	園名板1	1	基	擬木コンクリート、コンクリート	×	
5	管理施設	車止め1	3	基	コンクリート	×	
6	管理施設	柵1	4	m	コンクリート、スチール	×	
7	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
8	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
9	管理施設	サイン2	1	基	スチール、プラスチック	×	
10	管理施設	フェンス1	67	m	スチール	×	
11	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

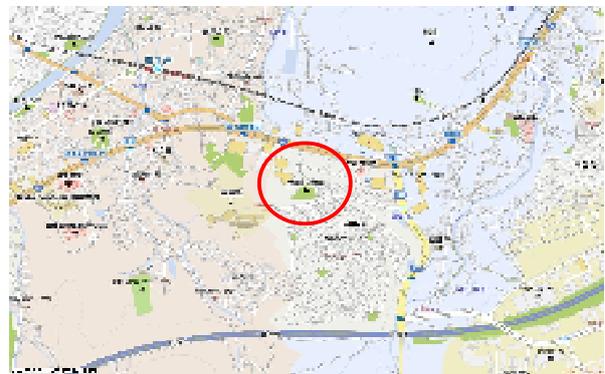
公園概要			
①	名称	久山台1号公園	④ 沿革の概要 健全で快適な居住環境を創ることを目的とした、諫早市久山土地区画整理事業の関連事業として建設省の補助を受け整備を行った4箇所の中の1箇所である。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市久山台40番地1	
③	設置年月日	平成9年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.5428	
	計画決定面積 (ha)	0.55	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.55	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	修景施設	景石	25	石	石	×	
2	休養施設	パーゴラ	1	基	コンクリート、木	○	全体的に塗装が劣化している。梁にひび割れや、一部のルーバーに蟻害がみられる。
3	休養施設	ベンチ1	1	基	コンクリート擬木	×	
4	休養施設	ベンチ2	4	基	スチール・木製	×	
5	遊戯施設	回転滑り台			鋼材	○	床面、手摺、滑り台側面などが腐食しています。大変危険な状態です。早急に撤去の検討する必要があります。
6	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	安全領域が不足しています。全体的に塗装の剥離があり、吊り部材や着座部の劣化がみられますので 交換が必要と思われます。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
7	遊戯施設	シーソー			鋼材・木材	○	製品全体の塗装が剥離していますので、再塗装、ボルトの突起の補修などが必要と思われます。なお、支点部は見える範囲で判断しています。
8	遊戯施設	3連鉄棒			鋼材	○	全体的に錆が発生しています。また 握り棒が回転します。補修対策は必要に思われます。
9	遊戯施設	複合遊具			鋼材・木材	○	チェーンクイマーに劣化が目立ちますし、床が腐食している箇所がありますので 補修が必要に思われます。出来れば、着地面にゴムマット等設置した方が、より安全です。
10	便益施設	便所			PC造 1F 1棟	○	外装は劣化が進んでいる。目地シーリングが劣化している。汚れも認められる。内部仕上がやや劣化している。
11	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
12	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	支柱に塗装の劣化が見られる。
13	管理施設	園名板	1	基	コンクリート	×	
14	管理施設	車止め1	3	基	スチール	×	全体に塗装の劣化及び錆が見られる。
15	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
16	管理施設	柵1	230	m	スチール	×	
17	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
18	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
19	管理施設	引込柱3	1	基	スチール	×	
20	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
21	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	久山台2号公園	④ 沿革の概要 健全で快適な居住環境を創ることを目的とした、諫早市久山土地区画整理事業の関連事業として建設省の補助を受け整備を行った4箇所の中の1箇所である。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市久山台77番地1	
③	設置年月日	平成9年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1364	
	計画決定面積 (ha)	0.14	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.14	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	2	基	スチール・木製	×	背もたれの一部が破損している。
2	遊戯施設	3連鉄棒			鋼材	○	基礎コンクリートが露出しています。直接落下する可能性があるため、大変危険な状態です。ゴム等で被覆する必要があると思われます。
3	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	基礎コンクリートが露出しています。特に登行部の所は直接落下する可能性があるため、ゴムマット等で被覆する必要があると思われます。
4	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
5	便益施設	便所			PC造 1F 1棟	○	屋根廻り、外壁塗装が劣化している。カケも見られる。目地シーリングが劣化している。汚れも認められる。内部仕上りが劣化している。トイレブースは劣化が進行している。
6	管理施設	園名板	1	基	コンクリート	×	
7	管理施設	車止め	2	基	コンクリート	×	
8	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	全体に塗装の劣化及び腐食が見られる。
9	管理施設	サイン2	1	基	スチール	×	
10	管理施設	柵1	139	m	スチール	×	
11	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
12	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
13	占用物件	標識	1	基	スチール	×	全体に塗装の劣化及び腐食が見られる。
14	占用物件	防火水槽マンホール	1	基	スチール	×	
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	久山台3号公園	④ 沿革の概要 健全で快適な居住環境を創ることを目的とした、諫早市久山土地区画整理事業の関連事業として建設省の補助を受け整備を行った4箇所の中の1箇所である。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市久山台103番地6	
③	設置年月日	平成9年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1206	
	計画決定面積 (ha)	0.12	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.12	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	4	基	擬木・木	×	塗装の劣化が見られる。
2	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	全体的に腐食が進んでおり、危険な状態です。大規模改修か撤去も検討する必要があります。
3	遊戯施設	2連鉄棒			鋼材	○	握り棒が回転しますし、少し揺れを感じます。補修が必要に思われます。
4	遊戯施設	2連ブランコ			鋼材	○	各部位の劣化が進んでいます。新規交換ないし補修工事が必要に思われます。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
5	便益施設	便所			PC造 1F 1棟	○	外装は劣化が進んでいる。目地シーリングが劣化している。汚れも認められる。ボーチの平板舗装がずれている。内部仕上がやや劣化している。トイレズは劣化が進行している。
6	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
7	管理施設	園名板	1	基	コンクリート	×	
8	管理施設	車止め	4	基	コンクリート	×	
9	管理施設	柵1	79	m	スチール	×	
10	管理施設	柵2	13	m	スチール	×	
11	管理施設	柵3	30	m	スチール	×	
12	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
13	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
14	管理施設	サイン2	1	基	スチール、プラスチック	×	
15	占用物件	防火水槽マンホール	2	基	スチール	×	
16	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	錆が見られる。
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	久山台4号公園	④ 沿革の概要 健全で快適な居住環境を創ることを目的とした、諫早市久山土地区画整理事業の関連事業として建設省の補助を受け整備を行った4箇所の中の1箇所である。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市久山台82番地1	
③	設置年月日	平成9年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1609	
	計画決定面積 (ha)	0.16	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.16	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	階段	130	m2	木製	×	
2	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	全体的に劣化が進んでいます。また、腐食も一部分に発生し、塗装も再塗装が必要に思われます。
3	管理施設	柵1	78	m	スチール	×	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	久山台5号公園	④ 沿革の概要 健全で快適な居住環境を創ることを目的とした、諫早市久山土地区画整理事業で整備を行った公園で諫早市が帰属を受けたものである。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市久山台53番地6	
③	設置年月日	平成9年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.0684	
	計画決定面積 (ha)	0.07	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.07	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	階段	14	m2	コンクリート	×	
2	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
3	管理施設	車止め	1	基	コンクリート	×	
4	管理施設	車止め1	1	基	スチール	×	全体的に錆が見られる。
5	管理施設	柵1	90	m	スチール	×	
6	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
7	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
8	占用物件	防火水槽マンホール	2	基	スチール	×	
9	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	全体的に錆が見られる。
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

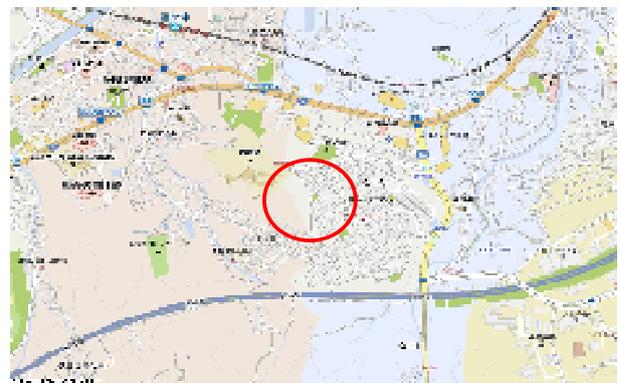
公園概要			
①	名称	久山台6号公園	④ 沿革の概要 健全で快適な居住環境を創ることを目的とした、諫早市久山土地区画整理事業で整備を行った公園で諫早市が帰属を受けたものである。
	公園種別	児童	
②	所在地	長崎県諫早市久山台69番地6	
③	設置年月日	平成9年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.0662	
	計画決定面積 (ha)	0.07	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.07	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ) 種類及び名称 ロ) 工作物であるものはその構造 ハ) 建築物であるものはその建築面積  
ニ) 運動施設については、その敷地面積 ホ) 都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ) 種類及び名称 ロ) 構造 ハ) 建築物であるものについては、その建築面積 ニ) 都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ) 都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防 事後×	備考
1	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	
2	便益施設	水飲み場・手洗い 場	1	基	コンクリート	×	
3	管理施設	車止め	1	基	コンクリート	×	
4	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
5	管理施設	柵1	89	m	スチール	×	
6	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	全体に塗装劣化及び錆が見られる。
7	占用物件	防火水槽マンホー ル	2	基	スチール	×	
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	福田公園	④ 沿革の概要 本公園は、諫早市の中央北部に位置し、民有地を用地取得の上公園として整備したもの。
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市福田町	
③	設置年月日	平成6年11月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.2533	
	計画決定面積 (ha)	0.25	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.253341	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	2	基	スチール、木	×	
2	休養施設	ベンチ2	4	基	木	×	
3	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場枠の継ぎ目の所に 指の挟み込み箇所があります。砂の状態は概ね良好ですが、少し砂の量が不足しています。
4	遊戯施設	複合遊具			鋼材	○	基礎が露出しています。遊具が高い位置にありますので大変危険です。盛土なしコンクリートで覆う対策が必要です。また この遊具には、ブランコが設置されていますが、動線の交差があります。衝突の危険があり ブランコの撤去をお勧めします。さらに頭部の挟み込みの箇所があり、規定に合う部分が必要です。
5	遊戯施設	4連ブランコ			鋼材	○	安全領域が確保されていません。基礎が露出しています。これらを踏まえて製品の移設の検討が必要です。製品は、比較的健全ですが、梁部の錆の除去が必要です。また吊り金具は見える範囲で判断しています。
6	運動施設	防球ネット1	13	m	スチール、ネット	×	
7	運動施設	防球ネット2	42	m	スチール、ネット	×	全体的に錆が見られる。
8	運動施設	防球ネット3	16	m	スチール、ネット	×	
9	便益施設	便所			W造 1F 1棟	○	外装は全体的に劣化している。雨漏りしみも見られる。木部の防水性能が低下している。ポーチ柱は柱脚の腐食が進行してぶら下がった状態になっている。内装はやや劣化している。天井・壁に雨漏りシミが見られる。
10	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
11	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
12	管理施設	車止め1	3	基	スチール	×	
13	管理施設	柵1	43	m	木	×	
14	管理施設	柵2	66	m	スチール	×	
15	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	灯具の取付金具に腐食が見られる。
16	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
17	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
18	管理施設	フェンス1	28	m	スチール、金網	×	
19	占用物件	福田1号取水場	1	基	RC造	×	
20	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	全体的な塗装の劣化と一部錆が見られる。
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要					
①	名称	青葉台公園	④	沿革の概要	諫早市笹原土地区画整理事業の関連事業として整備した もの。
	公園種別	街区			
②	所在地	長崎県諫早市青葉台275番、276番			
③	設置年月日	平成10年4月1日			
⑤	開設面積 (ha)	0.2419			
	計画決定面積 (ha)	0.24			
	土地所有者	諫早市			
⑤	所有者別面積	0.24			
	公園管理者の有する権限	所有権			
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)				
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)				
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)				
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合				
⑨	主要な占有物件について(※2)				
⑩	公園一体建物の概要				
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)			

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防 事後	備考
1	園路及び広 場	取付道路	120	m2	コンクリート舗装	×	
2	教養施設	記念碑1	1	基	石、コンクリート	×	
3	休養施設	ベンチ1	2	基	木製	×	
4	遊戯施設	複合遊具			鋼材・樹脂パネル	○	階段の登行部に樹脂の剥離、滑り台支柱の接合部に若干の錆、継手金物に一部分の錆があるものの 概ね健全な状態です。
5	便益施設	便所			S造 1F 1棟	○	仕上の劣化が見られるが著しく景観を阻害している部分は無い。
6	便益施設	水飲み場・手洗い 場	1	基	コンクリート	×	
7	管理施設	車止め1	5	基	コンクリート	×	
8	管理施設	柵1	88	m	スチール	×	
9	管理施設	掲示板	1	基	スチール、ガラス	×	
10	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
11	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
12	占用物件	防火水槽マンホー ル	2	基	スチール	×	
13	占用物件	防火標識	2	基	スチール	×	
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	清水谷公園	④ 沿革の概要 諫早市西部地区の恵まれた地域条件を活用し、本市及び周辺都市の宅地需要に対応するとともに、良好な居住環境を有する住宅市街地と公共施設とを一体的に整備することを目的とした諫早西部新住宅市街地開発事業として国土交通省の補助を受け整備を行ったものである。
	公園種別	街区	
②	所在地	諫早市 真崎町527番16、17	
③	設置年月日	平成16年4月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.38	
	計画決定面積 (ha)	0.38	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.38	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広 場	階段1	23	m2	コンクリート	×	
2	教養施設	記念碑01	1	基	スチール	×	全体的に塗装の劣化が見られる
3	休養施設	四阿	1	基	木	○	全体的に塗装の劣化が見られる、また木材の乾 燥収縮も見られる、また断線が見られる。
4	休養施設	ベンチ	8	基	コンクリート、木	×	全体的に塗装の劣化が見られる
5	遊戯施設	うま			樹脂パネル	○	基礎並びにスプリング部が見えませんでしたので確認できません。現況 見える範囲 で判断しています。なお、スプリング部は、取り換え時期だと思われます。
6	遊戯施設	さい			樹脂パネル	○	基礎並びにスプリング部が見えませんでしたので確認できません。現況 見える範囲 で判断しています。なお、スプリング部は、取り換え時期だと思われます。
7	遊戯施設	複合遊具			鋼材・樹脂パネル	○	全体的に健全な状態ですが、各部分に初期段階の腐食があります。早目に補 修をお勧めします。特に、段差で転倒する可能性がありますので、盛土を施す 必要があると思われます。
8	便益施設	便所			PC造 1F 1棟	○	外壁(磁器質タイル)、目地シーリングにやや劣化が見られる。建具枠にも一部錆び が見られる。着しく景観を阻害している部分はない。おむつ台が使用禁止になっ ている。
9	便益施設	水飲み場・手洗い 場	1	基	コンクリート	×	
10	管理施設	園名板1	1	基	スチール	×	
11	管理施設	車止め1	24	基	コンクリート	×	
12	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
13	管理施設	手すり1	118	m	スチール	×	
14	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
15	管理施設	フェンス1	86	m	スチール	×	
16	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	全体的に塗装の劣化が見られる
17	占用物件	防火水槽マンホー ル	1	基		×	
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	堀の内公園	④ 沿革の概要 諫早市西部地区の恵まれた地域条件を活用し、本市及び周辺都市の宅地需要に対応するとともに、良好な居住環境を有する住宅市街地と公共施設とを一体的に整備することを目的とした諫早西部新住宅市街地開発事業として国土交通省の補助を受け整備を行ったものである。
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市堀の内町207番、208番の一部	
③	設置年月日	平成19年5月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.88 (内供用開始面積:0.8)	
	計画決定面積 (ha)	0.88	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.88	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第3条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	スロープ	114	m2	コンクリート、スチール	×	
2	休養施設	四阿	1	基	コンクリート、木	○	全体的に塗装の劣化が見られる。
3	休養施設	パーゴラ	1	基	木、コンクリート	○	屋根材に塗装の劣化が見られる。
4	休養施設	ベンチ	10	基	スチール、木	×	
5	遊戯施設	ウォールラダー			鋼材	○	安全領域が不足しています。その他は、健全な状態です。
6	遊戯施設	コンパス			鋼材・木材	○	安全領域が不足しています。床面の木材が一部に腐食が見られます。なるべく早めに木材の交換をお勧めします。
7	遊戯施設	シットアップ			鋼材・木材	○	安全領域が不足しています。腹筋台の木材が、腐食、破損しています。木材の交換をお勧めします。
8	遊戯施設	ステップ			鋼材・木材	○	安全領域が不足しています。ステップのぐらつきがあります。一旦ビスを外し再取付をお勧めします。その他は、健全な状態です。
9	遊戯施設	ツイスト			鋼材・コンクリート	○	安全領域が不足しています。その他は、概ね健全な状態です。
10	遊戯施設	バランスビーム			鋼材	○	安全領域の不足と基礎が露出しています。製品は、概ね健全な状態です。
11	遊戯施設	ベントステップ			鋼材・木材	○	安全領域が不足しています。製品は一部錆もありますが、概ね健全な状態です。
12	遊戯施設	リラククスボード			鋼材・コンクリート	○	安全領域が不足しています。製品は、床の破損がありますが、概ね健全な状態です。
13	遊戯施設	背伸ばしベンチ			鋼材・木材	○	安全領域が不足しています。概ね健全な状態です。
14	運動施設	シューティングボード	1	基	コンクリート	○	損傷は見られず健全な状態である
15	運動施設	フットサルゴール	1	基	スチール	○	塗装の劣化が見られる。
16	運動施設	バスケットゴール	1	基	スチール	○	ボードに塗装の劣化が見られる。
17	便益施設	時計	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
18	便益施設	便所			PC造 1F 1棟	○	外壁(磁器質タイル)、目地シーリングにやや劣化が見られる。建具枠にも一部錆びが見られる。著しく景観を阻害している部分は無い。おむつ台が使用禁止になっている。
19	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
20	管理施設	園名板1	1	基	スチール	×	
21	管理施設	ガードパイプ	22	m	スチール	×	
22	管理施設	車止め1	7	基	コンクリート	×	
23	管理施設	ごみ集積所	1	基	スチール	×	
24	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
25	管理施設	照明灯1	5	基	スチール	○	支柱基礎付近に塗装の劣化が見られる。
26	管理施設	手すり1	46	m	スチール	×	
27	管理施設	転落防止柵	45	m	スチール	×	
28	管理施設	手すり2	47	m	スチール	×	
29	管理施設	手すり3	9	m	スチール	×	
30	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
31	管理施設	案内板1	1	基	スチール、プラスチック	×	
32	管理施設	案内板2	1	基	スチール、プラスチック	×	
33	管理施設	フェンス1	120	m	スチール	×	
34	占用物件	カーブミラー	1	基	スチール	×	
35	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その2)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
36	占用物件	電気設備	1	基	スチール	×	
37	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	上野町公園	④ 沿革の概要 諫早市の中心拠点に位置する諫早南部地区の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、中心市街地と一体となった良好な居住環境を整備することを目的とした諫早南部第1地区土地区画整理事業で整備を行ったものである。 土地区画整理法第106条第2項の規定に基づく帰属 平成21年度 諫早南部第1地区上野町公園整備 52,952千円(工事費)(都市整備部南部まちづくり事務所所管)
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市上野町17-1	
③	設置年月日	平成21年11月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.23	
	計画決定面積 (ha)	0.23	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.23	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	階段1	20	m2	コンクリート	×	
2	修景施設	花壇1	7	m2	縁石	×	
3	修景施設	花壇2	48	m2	縁石	×	
4	休養施設	四阿パーゴラ付き	1	基	スチール、木	○	全体的に塗装の劣化が見られる。
5	休養施設	サークルベンチ	1	基	スチール、擬木	×	
6	休養施設	ベンチ	1	基	スチール、擬木	×	
7	遊戯施設	くじら			スプリング・樹脂製本体	○	基礎が露出しています。それ以外は、概ね健全な状態ですが、スプリング自体の亀裂は目視では見えません。7年を過ぎていますので、交換時期にきています。
8	遊戯施設	バイク			スプリング・樹脂製本体	○	基礎が露出しています。それ以外は、概ね健全な状態ですが、ぐらつきが少しあります。スプリング自体の亀裂は目視では見えません。7年を過ぎていますので、交換時期にきています。
9	遊戯施設	複合遊具			鋼材・アルミ材	○	安全領域が不足しています。また、出発部と滑降部に段差があり規格に外れていますので改良が必要です。全体的に劣化が少なく、一部分補修したほうがよい箇所があります。
10	遊戯施設	シットアップ			アルミ材・鋼材	○	安全表域が不足しています。製品には、指の挟み込みの隙間があります。さらに木材の表面の割れが目立ちボルトの緩みがありました。
11	遊戯施設	踏み板ストレッチ			アルミ材・樹脂製板	○	安全表域が不足しています。製品は概ね健全です。支柱のキャップが取れています。
12	遊戯施設	ぶらぶらストレッチ			アルミ材・樹脂製板	○	安全表域が不足しています。製品は概ね健全です。案内サインのボルトが取れています。
13	遊戯施設	背伸ばしベンチ			鋼材	○	安全表域が不足しています。製品は概ね健全です。支柱のキャップが取れています。
14	便益施設	便所			PC造 1F 1棟	○	外壁(磁器質タイル)、目地シーリングにやや劣化が見られる。建具枠にも一部錆びが見られる。著しく景観を阻害している部分は無い。おむつ台が使用禁止になっている。
15	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
16	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
17	管理施設	車止め1	6	基	コンクリート	×	
18	管理施設	防護柵1	45	m	スチール	×	
19	管理施設	防護柵2	66	m	スチール	×	
20	管理施設	照明灯1	2	基	スチール	○	灯具部分に塗装の劣化が見られる。
21	管理施設	照明灯3	1	基	スチール	○	灯具部分に塗装の劣化が見られる。
22	管理施設	手すり	11	m	スチール	×	
23	管理施設	案内板1	1	基	コンクリート	×	塗装の劣化
24	管理施設	サイン1	1	基	スチール、プラスチック	×	
25	管理施設	サイン2	1	基	スチール、プラスチック	×	
26	管理施設	サイン3	1	基	スチール、プラスチック	×	
27	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
28	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	
29	占用物件	防火水槽マンホール	2	基		×	
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要					
①	名称	喜々津中央公園	④	沿革の概要	昭和52年3月 区画整備事業の施行によって整備された公園。 ・平成22年2月 防球フェンス整備(H=10.0m)L=48.0m c=5,983,950円 フェンス工業(有)
	公園種別	街区			
②	所在地	長崎県諫早市多良見町團2000-12			
③	設置年月日	昭和57年9月21日			
⑤	開設面積 (ha)	0.4579			
	計画決定面積 (ha)	0.45			
	土地所有者	諫早市			
⑤	所有者別面積	0.45			
	公園管理者の有する権限	所有権			
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)				
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)				
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)				
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合				
⑨	主要な占有物件について(※2)				
⑩	公園一体建物の概要				
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)			

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ	23	基	コンクリート	×	
2	運動施設	バックネット	1	基	スチール	○	支柱に塗装の劣化と腐食が見られる。
3	運動施設	ネット1	48	m	樹脂製	×	
4	運動施設	ネット2	90	m	樹脂製	×	
5	運動施設	ネット3	35	m	樹脂製	×	
6	便益施設	時計塔	1	基	スチール	○	基礎欠損していて、支柱基礎のアンカーが露出している、また支柱に塗装の劣化が見られる。
7	便益施設	便所			PF造 1F 1棟	○	屋根は鋼板の塗装が劣化して錆びが出ている。欠損部分あり。外壁パネルの塗装にも劣化が見られる。
8	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
9	管理施設	ナイター照明灯1	5	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
10	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	支柱に塗装の劣化が見られる。
11	管理施設	園名板	1	基	スチール	×	表示版に塗装の劣化が見られる。
12	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
13	管理施設	園名板2	1	基	コンクリート	×	塗装の劣化により園名が消えている。
14	管理施設	車止め1	2	基	スチール	×	
15	管理施設	高尺フェンス2	32	m	スチール、ネット	×	
16	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	支柱に塗装の劣化が見られる。
17	管理施設	柵1	260	m	スチール	×	フェンスの一部に欠損がみられ、支柱全体に塗装の劣化及び錆が見られる。
18	管理施設	得点ボード	1	基	スチール	×	
19	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
20	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
21	管理施設	引込柱3	1	基	スチール	×	
22	占用物件	公衆電話	1	基	スチール、プラスチック	×	
23	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
24	占用物件	電柱2	1	基	コンクリート	×	
25	占用物件	電柱3	1	基	コンクリート	×	
26	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	物置台の基礎部に錆が見られる。
27	占用物件	物置2	1	基	スチール	×	物置台の基礎部に錆が見られる。
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

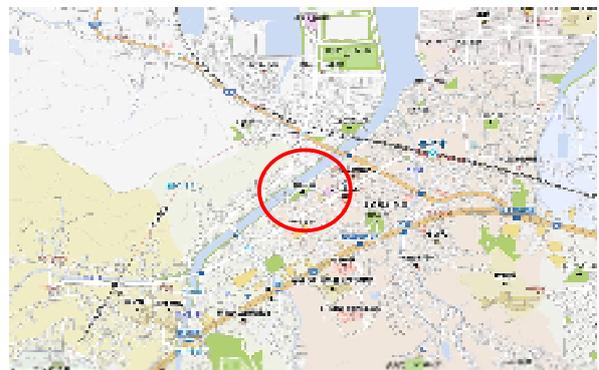
公園概要			
①	名称	川端公園	④ 沿革の概要
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町化屋2000-10	
③	設置年月日	昭和57年9月21日	
⑤	開設面積 (ha)	0.2555	
	計画決定面積 (ha)	0.25	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.25	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
 ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	ローンボール広場	525	m2	ティフトン芝	×	
2	教養施設	記念碑01	1	基	石、コンクリート	×	
3	休養施設	四阿	1	基	木	○	支柱、梁に蟻害があり、屋根材の劣化がみられる
4	休養施設	シェルター1	1	基	スチール	○	支柱基礎部分の金具が外れ、支柱が動く状態である。屋根材が欠落している。
5	休養施設	シェルター2	1	基	スチール	○	梁、桁、ベンチに塗装の劣化が見られる。
6	休養施設	シェルター3	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
7	休養施設	シェルター4	1	基	スチール	○	支柱、梁、水平方向の筋交、金具類など、全体的に錆がみられる
8	休養施設	テーブルセット	1	基	コンクリート	×	
9	休養施設	ベンチ	9	基	コンクリート	×	
10	遊戯施設	ブランコ			鋼材	○	境界柵が腐食して穴が開いた状態です。また、設置位置に石ころがあり、安全領域も不足しています。撤去ならびに移設などの検討が必要に思われます。
11	遊戯施設	鉄棒			鋼材	○	全体的に錆が多く見られます。錆の除去と再塗装が必要に思われます。
12	遊戯施設	恐竜型ラダー			コンクリート	○	ラダーとして機能していません。判断は固定型動物物として判断します。基礎が全面に露出していますので、大変危険な状態ですので撤去を検討する必要があります。
13	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	砂場枠に多数のクラックと欠けが発生しています。
14	遊戯施設	動物			コンクリート	○	本体部に多数のクラックがあり、塗装も全面剥離している状態です。移設して補修を施すか、または、撤去するか検討する必要があります。
15	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	
16	便益施設	便所			PF造 1F 1棟	○	屋根は鋼板の塗装が劣化して錆びが出ている。一部穴が開いている箇所あり。外壁パネルの塗装にも劣化が見られる。
17	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
18	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
19	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
20	管理施設	園名板2	3	基	コンクリート	×	
21	管理施設	車止め1	2	基	スチール	×	
22	管理施設	車止め2	1	基	スチール	×	支柱全体に塗装の劣化及び錆が見られる。
23	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	支柱の基礎部に錆が見られる。
24	管理施設	柵1	258	m	スチール	×	
25	管理施設	柵2	60	m	スチール	×	フェンスの一部に欠損が見られ、支柱、金具に塗装の劣化及び錆が見られる。
26	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	取付金具に錆が見られる。
27	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
28	占用物件	電柱2	1	基	コンクリート	×	
29	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
30	占用物件	物置2	1	基	スチール	×	
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	シーサイド第1公園	④ 沿革の概要 昭和52年12月(喜々津シーサイドタウン第1工区完了)宅地開発により設置され、町が移管を受けたもので、整備された公園である。
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町化屋20-426	
③	設置年月日	昭和57年9月21日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1916	
	計画決定面積 (ha)	0.19	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.19	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	パーゴラ	1	基	単管パイプ	○	既設のシェルターにかぶせる様に、単管で組まれたパーゴラである。支柱地際の腐食が複数箇所見られ、取付金具の腐食も目立つ。
2	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	全体的に外装が劣化している。屋根は防水性能が劣化している。浸水の影響で天井・軒裏に爆裂あり。爆裂破損部の落下による事故の恐れあり。爆裂箇所鉄筋が露出している箇所があり、景観を阻害している。
3	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	支柱全体に錆がみられ、支柱地際が腐食し、押すと揺れる状態である
4	管理施設	車止め1	3	基	スチール	×	支柱全体に塗装の劣化及び錆が見られる。
5	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
6	管理施設	柵1	116	m	スチール	×	
7	管理施設	柵2	52	m	スチール	×	フェンス全体に破損、塗装の劣化、錆が見られる。
8	管理施設	引込柱1	1	基	コンクリート	×	
9	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
10	占有物件	標識	1	基	スチール	×	表示版に塗装の劣化が見られる。
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	シーサイド第2公園	④ 沿革の概要 昭和52年12月(喜々津シーサイドタウン第1工区完了)宅地開発により設置され、町が移管を受けたもので、整備された公園である。
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町化屋1-3	
③	設置年月日	昭和57年9月21日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1397	
	計画決定面積 (ha)	0.14	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.14	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第3条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	遊戯施設	2連ブランコ			鋼材	○	吊り金具が摩耗しています。クリアランスも低くなっていますので、交換、調整、さらに全体の塗装、基礎コンクリートにゴム等の被覆が必要に思われます。なお、吊り金具は見える範囲で判断しています。
2	遊戯施設	3連鉄棒			鋼材	○	基礎コンクリートが露出しています。大変危険な状態です。また、一番高い支柱が傾いています。
3	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	登行部の基礎が露出しています。大変危険な状態です。また、規準に合わない箇所があります。
4	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	滑り台との重複しています。また、砂場枠のゴムに劣化が見られます。
5	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	本体全体にコンクリートのひびわれが見られる。
6	管理施設	車止め1	2	基	スチール	×	
7	管理施設	車止め2	1	基	スチール	×	支柱全体に塗装の劣化が見られる。
8	管理施設	ごみ集積所	1	箇所	スチール	×	
9	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	支柱の基礎部に錆が見られる。
10	管理施設	柵1	117	m	スチール	×	
11	管理施設	柵2	14	m	スチール	×	
12	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
13	占用物件	防火水槽	1	基	コンクリート	×	
14	占用物件	防火水槽マンホール	2	基	スチール	×	
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	化屋公園	④ 沿革の概要 本地区には、児童公園が無いので、周辺半径250m。現戸数300戸を対象として設置する。 昭和56年度に用地買収を済ませ、57年度から施設の工事(補助対象の分)を始める。
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町化屋351-4 他	
③	設置年月日	昭和58年3月8日	
⑤	開設面積 (ha)	0.3929	
	計画決定面積 (ha)	0.39	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.39	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	教養施設	記念碑1	1	基	石、コンクリート	×	
2	休養施設	パーゴラ	1	基	擬木コンクリート	○	全体的に塗装の劣化が見られる。
3	休養施設	テーブルセット	1	基	コンクリート	×	
4	休養施設	ベンチ1	6	基	コンクリート	×	
5	遊戯施設	切り株型置物	1	基	コンクリート	○	全体的に塗装の劣化が見られ、中には多数の落書きが見られる。
6	遊戯施設	2連ブランコ			鋼材	○	支柱部の地盤に穴が開いている状態です。大変危険です。また製品は、錆が多く見られます。全面改修か撤去を検討する必要があります。
7	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	複合遊具と重複しています。
8	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	全体的に外装が劣化している。屋根防水は改修から相当年経過が同える。直ちに危険となる箇所は無く、美観を阻害する部分も無し。
9	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	本体上部に欠損による鉄筋露出が見られる。
10	管理施設	照明灯	1	基	スチール	○	灯具と支柱に防食機能の劣化が見られる。
11	管理施設	園名板	1	基	擬木	×	表示版に塗装の劣化が見られる。
12	管理施設	車止め1	3	基	コンクリート	×	
13	管理施設	車止め2	4	基	コンクリート	×	
14	管理施設	サイン1	1	基	スチール	×	表示版の脱落、支柱に錆が見られる。
15	管理施設	サイン2	1	基	スチール、プラスチック	×	
16	管理施設	柵1	112	m	スチール	×	フェンス全体に表面錆が見られる。
17	管理施設	柵2	40	m	スチール	×	フェンス全体に表面錆が見られる。
18	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
19	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
20	占用物件	カーブミラー	1	基	スチール	×	
21	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
22	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
23	占用物件	物置2	1	基	スチール	×	
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要				
①	名称	シーサイド東公園	④ 沿革の概要	開発行為で設置され町が移管を受けた公園である。
	公園種別	街区		
②	所在地	長崎県諫早市多良見町化屋2-389		
③	設置年月日	昭和58年3月8日		
⑤	開設面積 (ha)	0.0808		
	計画決定面積 (ha)	0.08		
	土地所有者	諫早市		
⑤	所有者別面積	0.08		
	公園管理者の有する権限	所有権		
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)			
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合			
⑨	主要な占有物件について(※2)			
⑩	公園一体建物の概要			
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)		

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
 ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	2	基	木製	×	
2	遊戯施設	2連ブランコ				○	境界柵の基礎が露出しています。製品は、概ね健全な状態です。
3	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	礎が露出しています。また、支柱部の地盤部に腐食して穴が開いた状態で大変危険な状態です。撤去ないし全面補修をするか検討する必要があります。
4	遊戯施設	砂場			木材	○	砂場枠が腐食し、破損しています。滑り台との重複もありますので、撤去をお勧めします。
5	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
6	管理施設	車止め1	2	基	スチール	×	
7	管理施設	車止め2	1	基	スチール	×	塗装の劣化が見られる。
8	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
9	管理施設	柵1	101	m	スチール	×	
10	占用物件	防火水槽	1	基	コンクリート	×	
11	占用物件	防火水槽マンホール	2	基	スチール	×	錆が見られる。
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要				
①	名称	シーサイド北公園	④ 沿革の概要	開発行為で設置され町が移管を受けた公園である。
	公園種別	街区		
②	所在地	長崎県諫早市多良見町化屋2-45		
③	設置年月日	昭和58年3月8日		
⑤	開設面積 (ha)	0.4272		
	計画決定面積 (ha)	0.43		
	土地所有者	諫早市		
⑤	所有者別面積	0.43		
	公園管理者の有する権限	所有権		
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設 (※1)			
⑦	建ぺい率 (建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
	建ぺい率 (都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合			
⑨	主要な占有物件について (※2)			
⑩	公園一体建物の概要			
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園 (※Aほど重要)		

※1 イ) 種類及び名称 ロ) 工作物であるものはその構造 ハ) 建築物であるものはその建築面積  
 ニ) 運動施設については、その敷地面積 ホ) 都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所) 並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ) 種類及び名称 ロ) 構造 ハ) 建築物であるものについては、その建築面積 ニ) 都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ) 都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所) 並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	1	基	プラスチック	×	
2	休養施設	ベンチ2	1	基	木製	×	
3	運動施設	バックネット	1	基	スチール、ブロック	○	金網と支柱の取付金具が外れている、ブロックが欠損し支柱が露出している。
4	運動施設	サッカーゴール①	1	基	スチール	○	鋼材に全体的な塗装の劣化が見られる。
5	運動施設	サッカーゴール②	1	基	スチール	○	鋼材に全体的な塗装の劣化が見られる。
6	運動施設	ネット1	42	m	スチール、樹脂製	×	
7	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	屋根・軒裏・外壁に劣化が見られる。軒裏はクラックへの雨水侵入による仕上の剥離、爆裂が見られる。景観に影響を与えている。内部も劣化が見られる。
8	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
9	管理施設	車止め1	2	基	スチール	×	全体的に塗装の劣化と錆が見られる。
10	管理施設	車止め2	2	基	スチール	×	
11	管理施設	車止め3	3	基	スチール	×	全体的に塗装の劣化と錆が見られる。
12	管理施設	車止め4	3	基	スチール	×	
13	管理施設	車止め5	2	基	スチール	×	
14	管理施設	高尺フェンス1	51	m	スチール、ネット	×	
15	管理施設	ごみ集積所	1	箇所	スチール	×	
16	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
17	管理施設	柵1	237	m	スチール	×	
18	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
19	占用物件	防火水槽	1	基	コンクリート	×	
20	占用物件	防火水槽マンホール	2	基	スチール	×	錆が見られる。
21	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	
22	占用物件	物置2	1	基	スチール	×	
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要				
①	名称	シーサイド南公園	④ 沿革の概要	開発行為で設置され町が移管を受けた公園である。
	公園種別	街区		
②	所在地	長崎県諫早市多良見町化屋3-94		
③	設置年月日	昭和58年3月8日		
⑤	開設面積 (ha)	0.2141		
	計画決定面積 (ha)	0.21		
	土地所有者	諫早市		
⑤	所有者別面積	0.21		
	公園管理者の有する権限	所有権		
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)			
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)			
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合			
⑨	主要な占有物件について(※2)			
⑩	公園一体建物の概要			
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)		

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
 ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	2	基	木製	×	
2	休養施設	ベンチ2	2	基	木製	×	
3	遊戯施設	2連ブランコ			鋼材	○	吊り部材、着座部がありません。吊り金具が1ヶ所 変形し、基礎も露出している状態です。
4	遊戯施設	シーソー			鋼材・木材	○	緩衝材が破損しています。また、支柱部、梁 部、腕部の劣化が見られます。
5	遊戯施設	砂場			木材	○	砂場枠が腐食し、破損しています。
6	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	コンクリートにひびわれが見られる。
7	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	屋根・軒裏・外壁に劣化が見られる。軒裏はクラックへの雨水侵入による仕上の 剥離、爆裂が見られる。景観に影響を与えている。内部も劣化が見られる。
8	管理施設	車止め1	4	基	スチール	×	
9	管理施設	サイン	1	基	スチール	×	塗装の劣化が見られ一部錆も見られる。
10	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
11	管理施設	柵1	205	m	スチール	×	一部変形が見られる。
12	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
13	占用物件	カーブミラー	1	基	スチール	×	
14	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
15	占用物件	防火標識	1	基	スチール	×	
16	占用物件	防火水槽	1	基	コンクリート	×	
17	占用物件	防火水槽マンホー ル	2	基	スチール	×	錆が見られる。
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	梶木第1公園	④ 沿革の概要 宅地開発(喜々津団地)により設置され、町が移管を受けたもので、造成された宅地並びに周辺住民にとっても必要な公園である。
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町市布2320-127	
③	設置年月日	昭和58年3月8日	
⑤	開設面積 (ha)	0.3039	
	計画決定面積 (ha)	0.3	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.3	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	休養施設	ベンチ1	2	基	木製	×	
2	休養施設	ベンチ2	5	基	木製	×	
3	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	安全領域が一部取れていません。製品は概ね健全な状態です。
4	遊戯施設	ブランコ			鋼材	○	基礎が露出しています。全体的に錆の発生がおおく見られます。
5	遊戯施設	3連鉄棒			鋼材	○	基礎が露出しています。砂場との安全領域がとれていません。
6	遊戯施設	砂場			コンクリート・ゴムカバー	○	砂場枠ゴムカバーが取れています。また、砂の量が不足しています。
7	運動施設	バックネット	1	基	スチール、ブロック	○	ブロック塀に複数の欠損が見られる。
8	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	屋根・軒裏・外壁に劣化が見られる。軒裏はクラックへの雨水侵入による仕上の剥離、爆裂が見られる。景観に影響を与えている。内部も劣化が進行している箇所あり。床や壁の仕上が劣化して美観を損ねている。
9	管理施設	掲揚ポール	1	基	スチール	○	損傷は見られず健全な状態である
10	管理施設	照明灯1	1	基	スチール	○	支柱に広範囲な腐食が見られる。
11	管理施設	照明灯2	1	基	スチール	○	支柱に広範囲な腐食が見られる。
12	管理施設	車止め1	3	基	スチール	×	
13	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	支柱の基礎部に錆が見られる。
14	管理施設	柵1	167	m	スチール	×	
15	管理施設	柵2	89	m	スチール	×	フェンスの支柱及び金具に塗装の劣化及び錆が見られる。
16	管理施設	手すり1	12	m	スチール	×	
17	管理施設	手すり2	12	m	スチール	×	
18	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
19	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
20	占用物件	公衆電話	1	基	スチール、プラスチック	×	
21	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
22	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	物置台の基礎部に錆及び欠損が見られる。
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	梶木第2公園	④ 沿革の概要 宅地開発(喜々津団地)により設置され町が移管を受けたもので、造成された宅地、並びに周辺住民にとっても必要な公園である。
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町市布2243-7	
③	設置年月日	昭和58年3月12日	
⑤	開設面積 (ha)	0.1087	
	計画決定面積 (ha)	0.1	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.1	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	遊戯施設	ブランコ			鋼材	○	概ね健全な状態です。
2	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	概ね健全な状態です。
3	便益施設	手洗い場	1	基	コンクリート	×	
4	管理施設	照明灯1	1	基	スチール	○	支柱に防食機能の劣化が見られる。
5	管理施設	照明灯2	1	基	スチール	○	支柱に防食機能の劣化が見られる。
6	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	支柱の基礎部に錆が見られる。
7	管理施設	柵1	52	m	スチール	×	
8	管理施設	柵2	20	m	スチール	×	支柱の基礎部に錆による欠損が見られる。
9	管理施設	引込柱1	1	基	スチール	×	
10	占用物件	標識	1	基	スチール	×	
11	占用物件	防火水槽マンホール	1	基	スチール	×	
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	大四郎淵公園	④ 沿革の概要 本公園は、町の中心部からやや西北部、木床土地区画整理事業地内に位置し、地域住民や児童の安全かつ快適に利用、供する場として児童公園を設置した。 ・平成23年2月 下水道接続(水洗化)(大:和1、洋1 小:2)
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町木床	
③	設置年月日	平成1年6月21日	
⑤	開設面積 (ha)	0.3763	
	計画決定面積 (ha)	0.38	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.38	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

## 2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	教養施設	記念碑1	1	基	石、コンクリート	×	
2	教養施設	記念碑2	1	基	石、コンクリート	×	
3	休養施設	ベンチ	1	基	プラスチック	×	背もたれ部材が欠損している。
4	休養施設	ベンチ1	5	基	木製	×	
5	休養施設	ベンチ2	1	基	樹脂製	×	
6	遊戯施設	2連ブランコ			鋼材	○	境界柵の支柱が腐食していて穴が開いている状態です。大変危険な状態です。また、全体的に 錆が多く発生しています。先ずは、境界柵の撤去を検討する必要があります。
7	遊戯施設	滑り台			鋼材	○	全体的に錆が発生しています。特にすべり面の裏側に多く見られます。なるべく早めに錆落とし、全面塗装が必要に思われます。
8	遊戯施設	3連鉄棒			鋼材	○	全体的に錆の発生があります。早めの錆除去と再塗装が必要に思われます。
9	遊戯施設	砂場			コンクリート	○	滑り台と重複しています。
10	運動施設	サッカーゴール①	1	基	スチール	○	鋼材が全体的に塗装の劣化が見られる。
11	運動施設	サッカーゴール②	1	基	スチール	○	鋼材が全体的に塗装の劣化が見られる。
12	運動施設	バックネット	1	基	スチール	○	鋼材が全体的に防食機能の劣化が見られる。
13	運動施設	ネット1	36	m	スチール	×	
14	便益施設	便所			CB造 1F 1棟	○	屋根防水層に劣化が見られる。雨樋の劣化・破損も見られ、外壁の仕上も劣化が進んでいる。アルミ建具の面格子は破損している。落下・欠落した部品、ネジ・ビス等で怪我を負う恐れあり。
15	便益施設	水飲み場・手洗い場	1	基	コンクリート	×	
16	管理施設	園名板	1	基	スチール	×	
17	管理施設	車止め1	2	基	スチール	×	
18	管理施設	車止め2	3	基	スチール	×	
19	管理施設	高尺フェンス1	122	m	スチール、ネット	×	
20	管理施設	サイン	1	基	スチール、プラスチック	×	
21	管理施設	引込柱1	1	基	コンクリート	×	
22	管理施設	引込柱2	1	基	スチール	×	
23	管理施設	引込柱3	1	基	スチール	×	
24	占用物件	電柱1	1	基	コンクリート	×	
25	占用物件	物置1	1	基	スチール	×	全体的に塗装の劣化がみられ、一部錆も見られる。
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	中里河畔公園	④ 沿革の概要 当公園は多良見町のほぼ中央に位置し、支所、市民施設、喜々津小中学校等の公共施設に隣接している。広く一般市民を対象とする施設内容で、緑豊かな環境をベースに自然と人間が様々な公営を通じて共生するオープンスペースとした。また、自然とのふれあいのみならず、自然環境を理解するための環境学習の場とする。(地域総合整備事業債にて整備)
	公園種別	街区	
②	所在地	長崎県諫早市多良見町圏184	
③	設置年月日	平成16年11月1日	
⑤	開設面積 (ha)	0.6013	
	計画決定面積 (ha)	0.6	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.6	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1	園路及び広場	園路	217	m2	カラー舗装	×	
2	園路及び広場	階段1	64	m2	コンクリート	×	
3	修景施設	景石	9	石	石	×	
4	休養施設	シェルター	1	基	スチール	○	梁、桁、屋根、ベンチに塗装の劣化が見られた。
5	休養施設	テーブル	7	基	木製	×	
6	休養施設	テーブルセット	6	基	木製	×	テーブルの一部が腐朽により欠損している。
7	休養施設	ベンチ	9	基	木製	×	
8	運動施設	ゲートボール場	336	m2	土	×	
9	便益施設	便所			W造 1F 1棟	○	外装は全体的に劣化している。雨漏りしみも見られる。木部の防水性能が低下している。内部には顕著な劣化は見られない。
10	管理施設	園名板1	1	基	コンクリート	×	
11	管理施設	園名板2	1	基	コンクリート	×	
12	管理施設	車止め	3	基	コンクリート	×	
13	管理施設	転落防止柵1	240	m	木	○	全体的に塗装の劣化が見られる。
14	管理施設	フェンス1	28	m	スチール	×	
15	管理施設	柵	20	m	擬木	×	
16	管理施設	防護柵	6	m	スチール	×	
17	管理施設	手すり1	11	m	スチール	×	
18	占用物件	物置1	1	基	木製	×	物置の蓋部が腐朽により変形している。
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							

1. 公園概要

公園概要			
①	名称	貝津緑地	④ 沿革の概要 本緑地は西諫早新住宅市街地開発事業を長崎県住宅供給公社に委託し、住宅公社施工完了後、長崎県知事より諫早市長に引き継がれたもの。
	公園種別	緑地	
②	所在地	長崎県諫早市馬渡町	
③	設置年月日	昭和59年3月30日	
⑤	開設面積 (ha)	0.3	
	計画決定面積 (ha)	0.3	
	土地所有者	諫早市	
⑤	所有者別面積	0.3	
	公園管理者の有する権限	所有権	
⑥	公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設(※1)		
⑦	建ぺい率(建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
	建ぺい率(都市公園法施行令第6条第1項及び第2項に規定する建築面積の総計の敷地面積に対する割合)		
⑧	運動施設面積総計の敷地に対する割合		
⑨	主要な占有物件について(※2)		
⑩	公園一体建物の概要		
⑪	公園の重要度	特に重要な公園・その他の身近な公園(※Aほど重要)	

※1 イ)種類及び名称 ロ)工作物であるものはその構造 ハ)建築物であるものはその建築面積  
ニ)運動施設については、その敷地面積 ホ)都市公園法第5条第1項の許可を受けたものについては、当該許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可により当該公園施設を設け、又は管理する期間の初日及び末日

※2 イ)種類及び名称 ロ)構造 ハ)建築物であるものについては、その建築面積 ニ)都市公園法施行規則第8条第2項の規定により算定した季節の地下占有物件の専有面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 ホ)都市公園法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び住所)並びに当該許可による占有期間の初日及び末日



【現況写真】



【位置図】

2. 公園施設及び健全度の調査対象施設(その1)

No	公園施設の 種類	具体的施設名称	数量	単位	主要部材	予防○ 事後×	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							